

紀美野町第4回定例会会議録

令和5年12月5日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号 氏 名

1 番 徳 田 拓 嗣

2 番 中 原 和 也

3 番 桐 山 尚 己

4 番 藤 井 基 彰

5 番 上 柏 皖 亮

6 番 埴 谷 高 夫

7 番 七良浴 光

8 番 北 道 勝 彦

9 番 向井中 洋 二

10 番 伊 都 堅 仁

11 番 美 濃 良 和

12 番 美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
消 防 長	家 本 宏
総 務 課 長	坂 詳 吾
企 画 管 財 課 長	中 前 貴 康
住 民 課 長	東 浦 功 三
税 務 課 長	坂 昌 美
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	米 田 和 弘
教 育 次 長	曲 里 充 司
会 計 管 理 者	太 田 具 文
水 道 課 長	長 生 正 信
まちづくり課長	湯 上 増 巳
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳)
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫
農業委員会事務局長	(吉 見 將 人)

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
 事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次は何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は10人です。

本日は6人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） おはようございます。2点質問いたします。

1点目は、樫河池下の太陽光発電事業計画についてであります。

当該の太陽光発電事業計画については、様々な問題点が認識、指摘される中、これまで複数の紀美野町議会議員が一般質問で取り上げてきました。令和5年9月定例会の一般質問にて、本件に関しては、条例に基づき必要に応じて事業者には指導、助言、勧告を行うという行政当局の基本姿勢を確認いたしました。現状この基本姿勢は守られているのかの確認をさせていただきたいと思っております。

事業者は、一部住民への回覧文書にて、工事期間を2023年10月23日月曜日から同12月下旬頃というふうに通知してきていますが、現状はどうなっているのでしょうか。

2点目は、指定管理者の指定についてであります。

今般の令和5年第4回定例会において、美里の湯かじか荘、毛原オートキャンプ場及

び山の家おいしの指定管理者をそれぞれ指定する議案が上程されておりますが、それぞれの指定管理者をどのような経緯で選定するに至ったのでしょうか。その選定方法が適切であったのかどうか確認したいと思います。

また、美里の湯かじか荘、毛原オートキャンプ場に関しては、新たな指定管理者を指定したいとのことでありますが、指定管理者が交代する際には様々な課題や問題が発生することが予測されます。この点に関して当局はどのように認識されているのか。またどのように対応していくおつもりであるのかを確認させていただきたいと思います。

(3 番 桐山尚己 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） おはようございます。

それでは私のほうから、桐山議員の1問目の太陽光発電についての御質問にお答えいたします。

令和4年1月に再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例を施行しています。この条例には、第17条には指導及び助言、第18条には勧告についての条項を定めておりまして、条例の範囲において指導、助言、勧告を行うことについての基本姿勢に変わりはありません。

樫河池下の太陽光発電においては、11月13日に事業者により実施されたSWS試験についても法令による定めはないものの、町からの指導、助言に事業者が応じたものと理解をしております。

また、樫河池下太陽光発電の現状については、動木467番地1、動木332番地1、動木329番地1、動木330及び331の1の4区画は、10月23日に工事着手届がされております。動木334番地及び341番地の1の区画につきましては、11月7日にFITの追加地番認定がなされ、同日に工事着手届が出されております。

現在は11月13日に実施した地盤調査、SWS試験の試験データを国、メーカーが確認し、地区に周知するための報告書を作成しているところだということを事業者から聞いております。

以上、答弁といたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾) 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、桐山議員の２番目、指定管理者の指定についての前段の経緯と選定方法についての御質問にお答えいたします。

紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原水辺公園及び紀美野町山の家おいしの指定管理期間が令和６年３月末で満了することに伴い、次の候補者を選定することが必要になりました。そのため、公募を行うとともに、候補者を選定するため、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び紀美野町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置規程に基づき、町長が候補者選定委員会に諮問を行いました。

委員の構成メンバーとしましては、商工会会長、観光協会会長、紀美野町まちづくり支援補助金交付対象事業選定委員会委員長、副町長、教育長、施設を所管する担当課長の６名で構成されています。ただし、紀美野町山の家おいしの候補者選定委員については、紀美野町まちづくり支援補助金交付対象事業選定委員会委員長は、申請団体の関係者であったため、今回は辞退されたため５名の委員で構成されています。

候補者選定委員会は、役場本庁舎で令和５年１０月１８日に開催されました。申請書類に基づいて、地元貢献や特色ある取組についての御提案をプレゼンテーションしていただきました。

審査基準につきましては、平等利用の確保、効果的な達成、法律的な管理、適正かつ確実な管理を行う能力、特色ある取組、地元貢献などの１６項目で採点を行います。各委員がその１６項目で採点を行い、それぞれの点数の合計で申請者の順位を決める方法を用いて、公平公正に審査を行っていただきました。その結果を１０月１９日に候補者の選定結果として町長へ答申を行っております。これに基づき、本議会へ議案第７９号、議案第８０号として上程をさせていただいております。今回の選定方法につきましては適切であったと考えてございます。

以上、指定管理者の指定についての前段の部分の答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長（中前貴康）

おはようございます。

続きまして、私のほうから、桐山議員の２番目の指定管理者の指定についての後段部分の指定管理者が交代する場合には様々な課題、問題が発生することが予測される点についての町の認識と対応についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、指定管理者が変更となる場合には、課題や問題が発生する可能性があろうと予想してございます。

当町におきましては、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、指定管理者制度を活用して、指定管理者を指定してございます。

指定管理者が変更となる場合は、施設利用者へのサービスの継続性の確保は極めて重要であり、そのためには、引き継ぎをスムーズに実施する必要があると認識してございます。

利用者等に不利益が生じることがないように、現指定管理者と次期指定管理者との引き継ぎについて、紀美野町、現指定管理者及び次期指定管理者の３者で調整を行いながら、かじか荘、毛原オートキャンプ場の管理運営が令和６年４月１日より円滑に開始できるよう、指定管理業務の引き継ぎに係る基本的事項等に基づき、両者が誠意をもって引き継ぎを行うこととしてございます。

具体的には、管理施設の使用に関することや業務委託に関すること、運営に必要な物品などの運営管理業務に関すること、施設・設備の点検などの維持管理業務に関すること、異常気象時の対応などの資料を作成し、引き継ぎに係る協議を行い、利用者等に不利益が生じることがないように、３者が調整しながら引き継ぎを進めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 中前貴康 降壇）

○議長（美野勝男）

以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）

では、まず１番目の桤河池下の太陽光発電事業計画について再質問いたします。

先ほどの御説明ではＳＷＳ試験が行われて、それに対して今、試験データ等を収集しているというような御答弁だったかと思いますが、最初に役場のほうに事業者のほうか

らは、ボーリング調査を行うというふうに連絡があったというふうに聞いております。
これがSWS試験に変更されている。この訂正及び変更理由について役場のほうに連絡
はあったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 桐山議員の再質問にお答えいたします。

役場のほうも施工業者のほうから11月13日にボーリング調査を行いたいというお話をいただきました。私もボーリング調査、標準貫入試験のことだと私も思っておったのですが、実は、当日13日聞いてみますと、ボーリング調査ではなくスクリーウエイト貫入試験、いわゆるSWS試験と。地盤調査の業者に委託をしてそれを実施をしているというお話をそのとき私も聞いたところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 今の課長の御答弁からするとですね、こちらのほうから、役場のほうから確認をした結果、別の試験方法でやるというふうな回答があったというふうに私には聞こえたんですが、先方からあらかじめこういう形で訂正します、こういう理由で訂正しますというような連絡はなかったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） そのようなお話はございませんでした。事業者、施工業者のほうで地盤調査会社から、施工業者のほうも多分間違っておったのかもしれませんが、そこら辺は聞いてはおりませんが、施工業者のほうから、当日、ボーリングではなくSWS試験を行っていますというお話をそのとき聞いたところでございます。以前にSWS試験に変えますというお話はありませんでした。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 再度お伺いいたしますが、変更の理由についての説明はあったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私もボーリング調査ではないのですかというお話をさせていただきましたが、ボーリング調査ではなく、地盤調査会社の助言といいますか、お話を聞きましてSWS試験になりましたというお話は聞きました。それは当日のお話で

す。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 通常ですね、世間一般の常識では事前通告で、こういう形で調査を行いますというふうに通告してきた内容が変更をされるのであれば、しっかりとその変更の旨を通知する。さらには、変更の理由を通知するというのが当然であると思います。それについて当局の考えはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時18分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時19分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 私どもも施工業者の担当者のほうからそういう話を聞き、ボーリング調査という話で聞いておったんですが、それについてSWS試験に変えるといえますか、SWS試験をするっていうことに対して、それについては事業者の判断によってその試験にしたんだと私は考えてます。それについて、SWS試験において、強度等確認ちゃんとできるんですかという話を聞きました。できるというお話でありましたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 住民課長もよく御承知のとおり、本件に関しては、ずっと地域住民と事業者の間でいろんな情報及び見解のそごといえますか、こういうふうに聞いてたけど違うじゃないかと、話が違うじゃないかというようなことが数多く出てきてるわけであります。そういう中でこういう試験が行われるよということで通知があった。それに対して通知とは違うことが行われたということは、住民にとってですね、その事業者に対する信頼性がさらに失墜するようなことなんです。話が違うじゃないかと。これまでいっぱいそういうことがあったという中で、またかということになるわけでは

ね。そういうこれまでの経緯、両者の間である意味見解の相違なりというものがあるという中で、やはり行政としてはその辺りはしっかりと御確認いただく必要があったんじゃないでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） SWS試験とボーリング調査、方法は違いますが、どちらも強度、地盤の状態を把握するための試験でございます。それにおいて、私どももボーリング調査ということでお聞きしておったのですが、それについてボーリング調査ではなくSWS試験を選択して試験を行ったというのは事業者の判断で行うものでございますので、それについてなぜ変えたのかとかという話については、調査を委託する業者とお話をしてその試験をいたしますっていうことで、事業者の判断でそれはやったものであると。そういうふうに認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 課長、何度も言いますが、住民はですね、事業者に対して不信感を抱いてるわけですよ。今まで話が違うじゃないかということが何度もあった。そういう中でまた今回も話が違った。どうやってこの事業者のことを信用できるんですかね。信用できますか、行政のほうは。執行部としては信用できますか。こういうところろ話が変わる相手のことを。いかがですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 桐山議員の御質問にお答えをいたします。

議員言われるように、過去からはいろいろ情報の食い違い、見解の相違があったということも承知してます。町とすれば条例に基づき指導は続けてきております。今回のSWS地盤調査の実施についても、当初ですかね、途中では事業者は着工の工事の段階でっていうようなお話も聞いておりましたが、我々の指導によって草を刈りました、工事に入るまでの間で地盤調査をするということで、11月13日にされたということでもあります。

ただ大事なのは、その調査結果で地盤の強度がどうであるかとかっていうことは大変大事なところであると認識しております。ボーリング調査というお話であったのがSWS試験ということによって、やり方が変わったっていうのは、それはなぜかっていうのは我々は認識しておりませんが、その方法によって地盤の状況、強度を確認して、

それに基づいて進めていくと。その強度の出方によって工事のやり方も当然変わるかも分かりません。ですからそこらについては事業者の判断に任せるということになるかと思っております。

議員言われるように、信用できるか、信用できないかと言われたときに、我々は事業者から届出をいただきました。事業者に対しては住民の方としっかり説明して理解を求めてくださいというようなスタンスで来ておりますし、今のこの件については町としても同じかなという、そういった疑問はありますけれども、それは、先ほど課長が業者に確認したとおり、これで強度が確認できるということで、そういうお答えでありましたので、じゃあそれでいいのかなというふうに理解をしてみると、そういうことであります。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 何度も申し上げますが、住民から不信感を抱かれてる中で、再度こういうことが起こると、もう本当に相互の信頼関係がもう全くなくなって、事業がスムーズに進まなくなると思いますよ、私は。

工事の期間についてですね、11月13日のSWS試験の結果がまだ3週間たつけれども出てきていないと、いつになったら出てくるんだという話ですよ。この工程表からも大幅にずれてきてるわけですよ。その辺りの見通しについては、事業者から何か連絡は入ってますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 工程についてですが、私も先週ですが、2週間たちますが結果は出ましたかということでこちらのほうから連絡しました。まだ出ていないと、先ほど答弁で申したとおり、報告書をメーカーで作ってもらっているところなんですということで聞いております。その結果が出次第その結果について地区の皆さんに周知をすることにしておると。工期については、12月下旬ぐらいというふうに工期を設定しておるようでしたが、それについてそのとおり着手届が出てきたときに、工程に変更が出てくるようであればまた随時周知をしていくというお話を聞いております。まだちゃんとした、きっちりした、いつまでに完成するとか何日に着工するとか、そういったお話は事業者のほうからはまだ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 11月22日に関西電力サービスの担当者が当該事業地の隣

接地主を訪問されたようです。これはですね、当該太陽光発電施設からの電力引き込みのために隣接地主の土地の上に電線を通してほしいということで来られたようですが、隣接地主はこれまでの経緯を説明して、事業者に対して全く信頼感がない中で、いきなりそんなことを言われても困る、受け入れられないということでお断りしたそうです。詳しくその際に経緯に関しても御説明をされたそうですが、その際の関西電力サービスの担当者の反応は、こんな内容とは思っていなかったと。思っていた以上にひどいと。地元ちゃんとした説明もしていないのによく進めているなというふうに思うということでした。さらに、法律に違反しなかったらそれで大丈夫なのかというふうに思う。反対をしている方がいるのにそのまま進めようとしているのはよく訳が分からないと。まず最初に話をするのは隣接地主のはずだと。だから、自分はこうして今日隣接地主のあなたのところをお願いに来たんですよというふうにおっしゃっていたそうです。この隣接地主の方は、絶滅危惧種のニホンアカガエルが当該の事業計画地で見つかったたことであるとか、そういったことも御説明をされたようで、関西電力サービスの担当者は、社内でこういった情報をしっかりと共有すると。その上で事業者にも話をするというふうに言って帰られたそうです。

この訪問、11月22日から約1週間後ですね。隣接地主宛てに事業者側の代理人の弁護士から11月29日付で通知書というものが送られてきたそうです。内容を一部ちょっと抜粋をいたします。

「貴殿から長期にわたり主張された意見、主張等に関し、法的観点からの合理性の有無については、関係部署並びに事業関係者の方々より事実確認をしている次第であり、事業主側が被った経済活動への遅延による損失についても検証中です。」というようなことが書かれております。まるで先方が被害者で隣接地主が加害者のような口ぶりなのかなというふうに私はこういう印象を受けました。私の印象です。さらには、「もし妨害活動等されるなら刑事告訴することも考えざるを得ません」というようなことも書かれております。

隣接の地主に対して一方的にこのような内容の通知文書を送りつけてくるというのはいかがなものかと。これまでは事業者の誠実な対応、説明を求めてきたものの、満足のいく回答なり、対応が得られなかった隣接地主の方としては、全く理解不能で極めて遺憾であるというふうにおっしゃっています。

関連の条例施行規則第3条に近隣住民ということで定義がありますが、その第1番

目、筆頭にですね、「事業区域に隣接する土地、または当該土地に存する建設物の所有権、借地権、使用貸借による権利または賃借権を有するもの」という定義がございます。筆頭に来てるものですね、定義されているもの。これはつまり隣接地主のことです。この隣接地主に対してまず最初に説明責任を果たすべきだというふうに関西電力サービスの担当者もおっしゃってるわけですね。当然のことだと思います。同様の認識を当局もお持ちでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

隣接地主さんにつきましては規則でもそのようにうたっております。隣接地主さんも含めて地区に対して説明をして、理解を得る努力をしてくださいというスタンスに変わりはありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 条例施行規則第5条の2にはですね、「前項の規定による説明のほか、事業者は、近隣住民より疑義が生じたときは、自らの責任において誠実に対応しなければならない」とあります。このような通告文を送りつけてくることは誠実な対応といえるのでしょうか。当局の見解を問います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま議員から個人への通知書が出されてるということをお伺いをいたしました。それと条例との関係の御質問であつたかと思いますが、事業者から特定の個人に対してどういう意図でそういうものが送られたっていうのは、ちょっと私どもも承知してないところであります。その内容については見たことがございませんので、ただ通知書が来たということは聞いておりますが、内容とか意図とかっていうことについては、それは全く承知してないということもございまして、行政とすれば、事業者が特定の個人に対してそういうものが発せられたということに関しては、これはちょっと関与できないものかなというふうな認識はあります。

もともとこの条例に基づいて事業者に対しては、地域の皆さん、地域という、そういう地域の皆さんにということで指導をしているものでありますので、その中で、今言うてる特定の個人に対してっていうことに対しては関与できないかなと、そういうふうにご考えておるものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 先ほど確認をしましたが、近隣住民という定義の筆頭に隣接地主が来るわけですよ。個人であっても、どういう形であっても、その隣接地主、最も説明責任を果たすべき相手に対してこのような対応をされているということは、非常に私は問題だと思いますよ。

条例の第6条の2にですね、事業者は、近隣住民の生活環境への影響について十分に配慮し、事業について理解を得られるよう努めるとともに、紛争・被害等が生じたときは、自らの責任と負担において解決しなければならないとあります。このような通告文を送りつけてくるということは紛争になっているというふうに理解してもいいんじゃないかと思いますね。そうであれば、これは大変大きな問題であって、町としても、これは事業主が解決する問題ですというようなことで傍観してるわけにいかないと思います。しっかりと説明責任を、先ほども申し上げましたけれども、施行規則の別の条項にもあるように説明責任を果たして、さらには、疑義が生じたときの対応についても誠実に行わなければならないというふうにあるわけですね。住民との間でこういった紛争めいたことが起こらないように、これ以上のことが進展しないように、町としてもしっかりと御指導いただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほどの通知書の件については、どういう意図で、どういう判断で、事業者が個人さんにお送りしたのかっていうのは、私どもも分かりません。ですが条例にあるように、それと近隣住民さんに説明をし、理解を得る努力をしてくださいねっていうのは、それは継続して言っていくべき、事業者に対して指導、助言をしていくべきことだと考えます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） この通知書に関しては、埴谷議員のほうから住民課長のほうに提出をされようとしたらしいですけども、受け取りを拒否されたというふうにお伺いしています。これはどうしてでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 確かに埴谷議員のほうからその通知書について提示をさ

れました。事業者から個人さんへ送られたものでございますので、その事柄について町がどうこう、理由も分からない中どうこう言えるものでもございませんし、先ほど町長も申しましたが、事業者と個人さんのお話でございますので、それについて受け取るということは好ましくないということで、私は受け取らなかったということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） あくまでも民民ということで町は関与しませんということなのかもしれませんけれども、ことここに至ってこういうものが送りつけられてきている現状に鑑みればですよ、先ほども申し上げましたが、町がしっかりと関与して行って、調整をして行って、これ以上おかしいことにならないように指導していくべきではないかというふうに私は思いますが、再度その点について確認させてください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員が言われる特定の個人に対して送られた通知書に対して町は関与していくべきじゃないのかっていう御質問であったかと思います。

先ほど申し上げたように、事業者から個人に出されたものに対して町として関与できないものと考えております。直接それに対しては関与できないものと考えております。

しかしながら、議員言われるように、では何らかの方法とかってのはないのかっていうことであろうかと思ってます。これについては、私ども町の顧問弁護士もいらっしゃいますので、少しその辺りもう一回弁護士にも相談して、町としてできることはあるかないかっていう辺りについては一度相談してみたいと思います。

決して、町民のことですから、町とすれば知りませんっていうことではありません。そういう気持ちはありません。ですから、町として本当にできることがあるんかないかっていう辺りについては、一度顧問弁護士に相談したいと、このように思ってます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） しっかりとその辺りは顧問弁護士の見解も伺った上で、ぜひ住民による寄り添うという姿勢もしっかりと見せていただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

本件に関してはいろんな情報が飛び回っておりますが、住民の見解と事業者の見解と全く違うところが数多くあるわけですね。ですから、前回の一般質問でも申し上げまし

たが、調査委員会なり、そういった大げさなものじゃなくてもいいんですけれども、住民と一緒にですね、これまでの経緯を詳細に振り返って確認、検証していく必要があるんじゃないかというふうに私は思うわけではありますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時48分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 調査委員会の件については、前回9月の議会でも桐山議員のほうから御提案いただいておりますが、そのときも町長から御答弁させていただいておりますが、住民の皆さんの安全を脅かすことのないように、こういうことが大前提でございますので、今ある条例に則して適正に運用して対応してまいりたいという9月の答弁のとおりで、条例に即して適切に進めてまいりたいと、こういう気持ちでございますので、皆様からのいろんな御助言っていうのをいただいて、御協力いただけますようにということでよろしくお願ひしたい。その答弁、もう一度ここで同じことの繰り返しになりますが答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 情報というものは待っていても入ってこないんですよ、しっかりと取りに行かないと。そういう姿勢でぜひやっていただきたいというふうに思うわけであります。

では、次に、指定管理者の選定について再質問いたします。

先ほどかじか荘、便宜上もう簡単にかじか荘と山の家おいしという形で言わせていただきますが、かじか荘と山の家おいしの選定メンバーをお伺いしましたが、それぞれの選定委員会の委員長、副委員長はどなたであったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 私が委員長で、そして商工会長が副委員長でございました。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） それは二つの選定委員会両方ともそうだという、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 山の家おいしとそれからかじか荘、この二つの案件に対して同じ委員長と副委員長でございました。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） かじか荘のほうに関してはですね、商工会長は、今回、選定委員によって選定された自然の世界社の関係会社の役員、具体的に言うと理事ですね、理事を直前まで務めておられたというふうに聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

商工会長なんですが、商工会長につきましては今回の選定会社の関係の法人、関係って直接の関係ではございませんけども、その理事になっていた経緯はございますが、7 月 3 1 日に本人がその理事を辞任しております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 7 月 3 1 日に辞任をされたということではありますが、どのぐらいの期間理事をされていたわけでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） その法人に在籍している期間っていうのはちょっとこちらでは把握はできてございません。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 今般、指定管理者を選ぶに際して、そういう直前まで関係の会社、当該の候補会社の関係の会社、具体的に言うと代表者が同じという、そういう会社の理事をされてた方が選定委員に入っていたと。選定委員に入っていたのはそうなんです、そういう理事をされていたという認識を執行部のほうでは持っていらっしゃったんでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） その時点ではそういう認識はございませんでした。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） そのようなある意味深い関係にあった方が直前まで理事をされていた。選定時にはもう既にお辞めになっていたということではありますが、そういう関係にあった方が副委員長をされて実際の選定に関わられたということは、これについては問題がなかったというふうに言われるわけですか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 選定の妥当性につきましては、一応こちらでもその後で知ったことでもありましたので、一応弁護士さんにも相談させていただきまして、法的とかそういうことに関しては特に問題はないという回答を得ております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 法的に問題がなければいいのかと。先ほどの太陽光発電のところでも同じようなことが出てまいりましたが、法を犯してなければいいのかということもいえると思います。

例えばですよ、ある訴訟案件があつて裁判官が3人いました。そのうちの1人が原告あるいは被告の関係者であつたと、婚姻関係にあつたと、直前まで。でも、その裁判のときにはもう婚姻関係を解消していたので問題がないでしょうというふうに言われたときに、国民や、さらに言えば原告あるいは被告は納得するんでしょうかね。そういうことは絶対やらないはずだというふうに私は理解するんですが、それと同じようなことが今回起こったというふうにいえると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 今、桐山議員がおっしゃられた例えなんですけども、やっぱり今回の事案とはちょっと乖離する部分もありますので、なかなかそれについての答弁というのはちょっと私のほうからは控えさせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） こういう選定というのはですね、法的に問題があるかないかということももちろんそうですが、それ以外に関係者、あるいは今回であれば町民の皆

さん含めて、我々が疑問の余地を挟むことのできないような、そういう状況、環境をしつかりと確保して行われるべきではないかというふうに私は思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

選定委員会の選定方法であるとかその結果であるとかっていうことは先ほど総務課長が答弁させていただいて、その最終的な結果を私もいただきました。それは、まずかじか荘について6人の選定委員の一人一人の採点、そういったものの合計によって順位が決められたということで、それを報告いただいて、それを基に今回の議案を上程させていただいたところであります。その後において、議員が先ほども言われたように、ある委員の方が関連会社の理事をしていたっていうことを初めてそこで知りました。詳しく調べてくださいっていうことでしたときに、7月に辞任届けを出して9月にはその辞任が認められておりますということで、10月の採点時には、その時点ではもう関係が終わってるってことはあるんですが、議員が言われているように、合法的であれば道義的なとかそういったことは関係ないのかっていう御質問であったかと思います。まずは合法的かどうかっていうのは一番大切なところであるという認識しております。ですからその点を顧問弁護士に確認してくださいねっていうことを指示して、弁護士の答えは、それは法的には大丈夫ですよっていうことを受けました。法的に受けたということで、我々は法に基づいて仕事をさせていただいているものでありますので、まずは一番大事なそれであるというふうに認識をしてました。

もう一つは、6人のそれぞれの採点、その合計に基づいて順位が決められるものでありますので、その結果を大変重視したところで、議員言われているように、確認というんですよね、7月まで理事をされてたってことはどうであるのよっていうことでありますが、10月の時点では、それはもう既にプレゼンも終わって、採点も終わってる段階の話でありましたので、それは取りやめっていうことにはなりませんでした。その内容を見た上で、これはもうこれで正しい判断であるなというふうに認識をいたしましたので、それで議案として上程したことであります。

ただ委員の選定については、先ほど言ったように、商工会の会長、観光協会の会長、これらの委員さんについては、これまでの各公の施設の指定管理における選定委員さんにはずっとようになってきていただいた方々でありますので、その選定については、決して適

切であったというふうに、それは考えているところであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 今町長おっしゃったように、私も各選定委員の方が厳正に選定作業を行っていただいたというふうに思っております。ただし、やはり状況的にですね、本当に公平性、公正さが担保されていたのかというふうに問われれば、特にですよ、今回同様に競って選ばれなかった側の立場に立てば、どうなんだというふうに大きな疑問符を投げかけられても仕方がないことだと思うんですよ。

指定管理者制度というのは、全国各地の自治体で様々な形で行われているようだけれども、多くの問題を抱えているというふうに指摘をされております。

ここに、財団法人地方自治総合研究所、全国地方自治研究センター研究所というところが2008年の4月に発行した指定管理者制度の現状と今後の課題という文書がございます。その中にですね、選定委員会の項目で、「全国的に見ると応募団体と利害関係を有する者が選定委員会の委員となっていたことから、議会で指定管理者議案が否決されたケースもあるように、公正な選定を行うために応募団体と利害関係を有する者が委員に入ってはならないことを条例もしくは基本方針などに明記すべきである」というようなことが指摘されております。これは当然だと思います。これに加えて、やはりより公正、公平さを担保するために、今回のような直前まで利害関係者であった方も、やはりそのときに限り辞退していただくというようなことも今後は考えていくべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

今回私たちもその事実を確認できたのはかなり遅い段階であって、これはですから今から考えれば、それはよろしくないというふうに思うところもございます。

今議員が言われたように、委員の選任をするとしたときに、その委員に対して、今回ですかね、指定管理に関する業務に申請する団体なり関係会社に対して利害関係があるかないかとかっていう、そういった調査もその時点でしていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 今回の選定、今回も今後もそうなんですけれども、今回の選定結果については、選ばれた、選ばれなかったっていうだけではなくて、その内容、各議員の評価であるとか評点であるとか、そういった内容を公表する、もしくは関係の候補者に通知するというおつもりはあるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 休憩暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時11分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） お時間をお取りいただいてすみません。

先ほど桐山議員の御質問なんですけど、この点数に関してはですね、もちろん個々に公表するということはちょっとできませんけども、関係者の人から求められる場合の開示はしていくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほどお話ししました指定管理者制度の現状と今後の課題というところで、公表と情報公開というところがございまして、「指定管理者候補の選定結果の公表には、主にウェブサイトと広報紙が用いられていた。選定理由や評点を公表するケースも見られるが、一般的に団体名のみの公表にとどまるケースも少なくなく、中には応募団体に対しても選定選外の理由や評点が公表されないケースもある」と。「選定選外の理由は、当該選定の正当性や合理性を判断する上で不可欠なものであり、自治体は、公募、非公募にかかわらず、応募団体、住民のいずれに対しても選定選外の理由や評点を公表し、積極的に説明責任を果たすべきである」というふうに記載されております。こういった点もぜひしっかりと考慮に入れていただいて、今後の課題としてどういうふうに、選定に関する町の対応をどういうふうにしていくかということを再度考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり選定の結果内容であるとか、公平性そしてまた透明性というものを明らかにして、そういうふうな形で進めていきたい、このように思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） では、後段部分のかじか荘の指定管理者の交代に際して様々な課題、問題が考えられるわけですが、その中の一つに、現在かじか荘の施設で水漏れが疑われる現象がもう 1 年近く続いているというふうに聞いております。その辺りについてはですね、現指定管理者もそうですけれども、次期指定管理者に対してもどのように対応をされていくおつもりでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 私のほうから桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設の今おっしゃっていただいた漏水、お風呂場の漏水であろうかと思います。それにつきましては、昨年より漏水の疑いがあるということで、現指定管理者さんのほうでもその管理、修繕等についての検討もしていただきながらやってきているところでございます。それも町のほうにも報告を受けまして、町のほうでも水位であるとか、こういったところが漏水しているのかということをお客さんにも依頼しまして、確認を現在までしてきておりますが、今のところ特定できていないところでございます。というところでございます、今後その漏水の修繕の対策が、まず漏水箇所の特定をすることが第一であり、それについて分かり次第対策をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） ぜひ早急に原因の特定を行っていただき、対策を進めていただきたいというふうに思うわけですが、1 年ぐらい漏水が続いているという中で、漏水に対応するために様々な費用が追加でかかってくると思うんですけれども、それに関してはどういうふうに対応をされるおつもりでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） その費用というのは調査に対する費用じゃなくて、運営に対してということという認識でよろしいでしょうかね。

それにつきましては、漏水があったりということで特定できた場合には、例えば水でありますとかガスの費用等が発生してくるかと思いますが、それについて特定した後にですね、現指定管理者さんと協議をして検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 協議をして検討というのは、もちろんある意味御迷惑をおかけしてるわけだから、それに対して補償するというふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） そういった補填についても含めて協議をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） この件について、次期に選定された指定管理者候補の方は認識をされているのでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 現在、今回の指定管理者の指定についてということで、議案第 79 号として上程させていただいております。それで上程で可決後ですね、次期指定管理者さんと協定書の締結を結ぶ予定になってございまして、その後ですね、現指定管理者さんと次期指定管理者さん、それから町も含めた 3 者引き継ぎについての協議を進めていくことになってございます。その中で現在の、先ほども答弁でもさせていただきましたが、施設の状態であるとか様々なことの引き継ぎも含めて誠意を持ってお互いに調整しながらやっていくということでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 引き継ぎという言葉はすごく多くのことを含むわけですが、例えばですね、現在の指定管理者さんが来年 4 月以降の予約を受け付けていらっしゃるという状況もあるわけですよ。そういう来年 4 月以降、自分たちが関わるわけではないようなことを今後もやり続けていくのかっていうような問題も生じてくると思うんですね。その辺りはどういうふうに処理をされていくようなお考えでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） まず、今予約の件であります。まず、指定管理者さんにつきましては、まず、この指定管理者さんの制度の目的というのが、利用者などへのサービスの向上と業務の効率化、それぞれの公の施設の設置目的、今回で行きますとかじか荘、それから毛原オートキャンプ場の設置目的を十分に理解し、公の施設であるということで、その趣旨を尊重していただいているものと認識しております。それで、その指定管理者として施設利用者への不利益が生じることがないようにっていうことが現指定管理者さん、それから次期指定管理者さん、当然、公の施設でありますので、そういったことが生じないようにするということが重要であるということも分かっていたというふうにも思っております。そういった中で、指定管理業務の引き継ぎに係る基本的事項にも記載していただいておりますが、予約時も現指定管理者さんが予約を受けた場合にですね、4月以降の部分につきましても、当然、次期指定管理者さんっていうものがそれを同じ条件で引き継ぐもの、保障するということになっておりますし、利用者さんからしますと、現指定管理者さん、次期指定管理者さんであっても同じかじか荘でございますので、その点是不利益が生じることがないように、引き継ぎが誠意を持ってお互いにしていただけるということで理解してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 契約自体は3月末日までと4月1日以降ということではっきり分かれてるわけですよ。その分かれている中で4月1日以降のことに対して、現指定管理者の方に、そこの部分の業務を行っていただくっていうことに対してどういうふうを考えるかということなわけですね。もちろん、もう一義的には利用者、お客様に絶対御迷惑をおかけすることのないようにやっていかなければいけないわけですが、そこでしっかりと線引きが契約上されてしまう以上、そこの部分をはっきりとさせて、現指定管理者さん、次期指定管理者さん、役場がしっかり入った上で、どういうふうに行っていくかっていうのをしっかりと早急に協議していく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 私のほうから、当然指定管理者さんが変更になるということで様々なことが予想されますが、それについて、引き継ぎについて、議会の議

決後、協定書を結んで、3者でまず会って、今後の引き継ぎについてのスケジュールで
あるとか様々なことについて3者で誠意を持って対応していきたいというふうに考えて
ございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） その辺りはですね、役場にしっかりと入っていただいてやっ
ていただく必要があるかと思います。

もう一つ大きな問題として雇用の問題が上げられると思います。現在、かじか荘で働
いてくださってる方は23名いらっしゃるというふうに伺っております。こういった
方々の雇用はどうなるのかと。その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 私どもも、当町におきましても、従業員等の再雇用
ということが当然、確か今では約27名ぐらいの従業員が働いていただいております。
その中には町民の方も多くいらっしゃいます。それで従業員の再雇用につきましては、
次期指定管理者さんのほうから、先ほど申し上げました10月のプレゼンテーシ
ョンのときに、現在のかじか荘並びに毛原オートキャンプ場で働いている方について、
本人の意向を聞き、希望をされる方につきましては、経験も豊富である方が多いので、
引き続いて雇用していきたいというふうに提案を受けてございます。

また、先ほどから何度も言ってる指定管理業務の引き継ぎに係る基本的事項におい
ても、従業員が引き続き就業を希望する場合には意向を尊重し、円滑に就業できるように
努めることとして次期指定管理者にもお示ししておりますので、今後引き継ぎを行って
いく上で調整してまいりたいと考えてございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 引き続きかじか荘で働くことを希望すると、キャンプ場もそ
うですけども、希望するという方は再雇用という前提があるということで私も安心し
ましたが、そうでない方もいらっしゃるかもしれないですね。そういった方に関して、
例えば有給休暇が残っていると、だから、もう期末に一気に有給休暇を消化したいとい
うような方ももしかしたらいらっしゃるかもしれない。そういう場合は、サービスに支障
が出てくるようなおそれもあるかと思いますが、その辺りは事前に、できるだけ早く
皆さんの意向を伺った上で、そういった支障が出ることをないようにやっていただきた
いというふうに思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今言っていたような支障が出るようなことが想定もできますので、それは現指定管理者さん、それから次期指定管理者さんと協議の上、行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） もう1点、これは一般社団法人指定管理者協会というところがございまして、そこが毎年提言をされているわけですが、令和4年度の提言のまとめの中にですね、指定管理を任せる側と受ける側の間で協定が結ばれるのが通常だと思っておりますが、この協定は、「自治体と指定管理者の間のパートナーシップの基盤であり、相互に協力する出発点であります」と。「協定を毎年見直すことで指定管理者制度の原点である民間活力の導入による住民サービスの活性化を図るとともに、協議についても積極的に官民協働」、協力して働くという字ですね、「官民協働事業を創出する現場での苦しみとしてお互いに汗をかく必要があると思います」というふうに提言の中で書かれております。これは、取りも直さず行政も指定管理をお任せする相手側に全て頼るのではなくて、しっかりと行政も一緒になって汗をかいてやっていくべきだというふうに理解をするわけですが、そういった点に関して、今後についてどういうふうにお考えになるかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今後のことということも含めてであります。このかじか荘、毛原オートキャンプ場については、現指定管理者さんには11年間お世話になってきました。その前はふるさと公社というところで運営をしてきておりました。ふるさと公社の理事長は町長、副理事長が副町長、そういった関係のふるさと公社で運営してきて、行き詰まってるっていうんですか、なかなか思うようにいかないというのが現状であった中で、この指定管理者制度を活用させていただいて、民間の力をお借りして、議員言われるように、任せ切るんじゃなくて協力し合いながら、よりかじか荘をいいものにしていこうということでお世話になってきて、本当に11年間ずっとお世話になってきて、私が思うには、十二、三年前の、これよりもはるかに今いい施設で利用者の方も喜んでいただいているっていう声もたくさん聞いているということで、これは本当にもうずっと感謝をしております。今回選定結果の中で交代するということになりましたが、今ま

でのことに対して本当に心からお礼も申し上げたいし、今後も民間活力を活用をさせていただいて、行政と協力して、その公の施設をもっともっと活性化していくと、そういうことに努めてまいりたいというふうな思いであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 最後にもう一つの指定管理対象である山の家おいしなんですけれども、こちらについては、引き続き、現在の指定管理者にやっていただくということになったということですが、引き続きやっていただくにしてもですね、生石高原というのはススキの名所でありますから、ススキの時期、9、10、11、3 か月がピークになるわけですね。そのピークとアンダーピークの差があまりにも激し過ぎて、現場は本当にてんてこ舞いだというようなことも聞いております。そういったことを解消するためにも、一つの業者さんだけではなくて二つの業者さんが協力し合ってやっていくというような選択肢も今後考えてみてはいかがかというふうに思います。そこを指摘させていただいて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 36 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 50 分）

○議長（美野勝男） 続いて、10 番、伊都堅仁議員。

（10 番 伊都堅仁 登壇）

○10 番（伊都堅仁） 私からは、絶滅危惧種、ニホンアカガエルの保護に関連して、動木地区曲谷垣内と株式会社旭東不動産ほか4社との協定書内容についてということで御質問をいたします。

1 番目に、協定書では、第2条、乙、これは旭東不動産ほか4社ということですが、

事業実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。1項、環境の保護。絶滅危惧種及び自然環境の保全と事業に起因する災害を未然に防止する措置を図ることとなっています。それについて、ニホンアカガエルは、和歌山県の絶滅危惧種に指定されてはおりますが、紀美野町では現在審議会で審議中で来年2月以降に結論が出ると。実態調査を行ってから結論を出すというような話で、それまでは特別な保護対象ではありませんが、その間の扱いというのはどういうふうになるのか、ということをお聞きしたいと思います。

また、2番目に、協定書では、2項土地の形質の保全、3項災害の防止、4項水質減の保護と水質保全、5項景観の保全が定められておりまして、土地を農地のまま一切手を加えることなく太陽発電設備を設置することが前提となっていると考えられますが、執行部の見解をお聞きしたいと。

以上です。

(10番 伊都堅仁 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、伊都堅仁議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 伊都議員の1問目のニホンアカガエルの扱いについてお答えさせていただきます。

ニホンアカガエルの文化財指定については、本年9月の7日に紀美野町文化財保護審議会を開催し審議しましたが、ニホンアカガエルの繁殖期である冬場、来年2月中旬に審議会を改めて開催し、委員が現地確認をするとともに、かつて調査をされた方を審議会に招き、聞き取りをした上で再度審議することとなっております。

議員御指摘のとおり、ニホンアカガエルは町文化財に指定されておらず、文化財の保護の対象とはなりません。

以上、ニホンアカガエルの扱いについての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

(農業委員会事務局長 吉見將人 登壇)

○農業委員会事務局長（吉見將人） 私のほうからは、絶滅危惧種ニホンアカガエ

ルの保護に関連して、動木地区曲谷垣内と株式会社旭東不動産との協定の内容についての二つ目の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の協定書では、「農地のまま一切手を加えることなく太陽光発電を設置することが前提になっていると考えられるが」とのことですが、協定書の締結について、町については分かってございませんので、見解について回答することは差し控えさせていただきます。

しかし、農地についての御質問でございますので、農業委員会事務局長として答弁させていただきます。

農業委員会が一部転用を許可したのは、農地は農地のままでございまして、この農地の上に設置する太陽光パネルを支えるための支柱部分の面積について一部転用を許可したものでございます。そのため、太陽光パネルを支える柱を設置する部分以外、元から農地のままでございますので、その農地にはコンクリートの打設や碎石で埋めるなど許可してございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(農業委員会事務局長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 要するに今のところは保護対象ではないというアカガエルについての答弁だと思うんですけども、例えば特許の場合ですね、申請を出した時点から、特許が下りてからではなく、申請出したときから遡って効力を発揮するということがあります。絶滅危惧種ですから、非常に状態としては絶滅しかねないような状態に置かれてるわけですから、遡って保護するような扱いは必要なんじゃないかなと思うんですけども、教育委員会としてはどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 伊都議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会としましても、町の文化財に指定をされた段階で保護の対象になるという認識でございますので、現在文化財の指定をされるかどうか分からない状況でありますので、文化財の保護としては、対象の範囲としては捉えておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これはどういう理由ですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 町の文化財に指定されると文化財の保護の対象になるということです。現在のところ町の文化財としては指定をされていない状況でありますので、先ほど申し上げた町の文化財の保護の対象にはならないということでございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 県が自然環境室から事業者に添付資料ニホンアカガエルの生息域を送付するとともに、町道に近い水路からもニホンアカガエルの幼生が見つかったことを通知するというので、もう業者には送付してるらしいんですけども、町もそれに対して歩調合わせていく考え方はないのかと。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） ちょっと県、どちらの課分かりませんが、通知されているというようなことですが、御質問の趣旨は、教育委員会に対して町の文化財の指定について問われているものと解釈しておりますので、町の文化財として現在指定されていない状況であることを説明をさせていただいているということでございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） この絶滅危惧種の保全対策ということで、具体的にどういうふうにするかっていうと結局専門家の知見が必要ということで、専門家を必ず指定しておかないと、業者にとっても専門家にどういうふうに保護したらいいかということを知らないかんということですね。突然、絶滅危惧種指定しましたので専門家の意見を聞いてやってくださいと言われても向こうも困ると思うんですよ。あらかじめある程度こういうことですよって言うことを言ってあげていく必要があると思うんですけど、割と杓子定規じゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 休憩暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時01分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 09 分)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 和歌山県のレッドデータブックは、自然環境であつたり希少動物に対して関心を高め、理解を深める資料として作成されているものであつて、絶滅危惧種の指定、レッドリストの作成については、法律に基づき作成されたものではなくて、自然保護の参考データとして専門家に依頼して作成されたものっていうのは確認しております。

ニホンアカガエルの生息が紀美野町で確認されたことは、大変重要なことだとは考えておりますが、しかしながら、町の教育委員会として、町の文化財としては指定されていないという状況ではありますので、文化財の保護の対象という観点からは外れるということになります。

○議長（美野勝男） 10 番、伊都堅仁議員。

○10 番（伊都堅仁） そういう答弁であれば仕方ないですけども、絶滅危惧種の問題というのは環境庁の管轄になるわけね。一番先にこのことを協定書でも上げてるということは、これも環境省の一番の目玉というか、一番重要なこととして考えているということで一番先に出しているということに対して、そのような認識ではちょっと困るなと私は思いますけども、とりあえず答弁としてはもうそれで結構です。

あと、2 問目のほうで、当然農業委員会も農地のまんまで、要するにコンクリートとか土を入れたりはしないということによろしいですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 伊都議員の再質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（美野勝男） 10 番、伊都堅仁議員。

○10 番（伊都堅仁） ただこの後のところですね、7 番のところではフェンスの設置っていうのがあるんですけども、周りをフェンスで囲う形にということになりますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） すみません。農業委員会としては、フェンスの設置については、ちょっと今私のほう理解してないんですけども、一部転用のみ確認させていただきただけで、協定の内容についてもちょっと理解してございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 7項のところで設備の管理ということで、発電所の周辺にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入禁止と表示をする等の立入り防止措置を講ずるというふうになってるんですけども、周りはフェンスで囲ってしまうということじゃないんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 伊都議員の再々質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電は確かにフェンスでくくるという形が多分あったかと思います。危険防止のために。ただ私ども農業委員会としましては、柱を立てる部分の一時転用の部分のみの、一時転用、柱を立てる部分の一時転用のみを判断してございまして、そのほかの設置に関してはちょっと理解してございません。

以上でございます。

○農業委員会事務局長（吉見将人） すみません。私ちょっと協定書のほうを確認してないので、内容については全く分かってございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前11時15分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 伊都議員の御質問の中でフェンスの件ですが、事業者のほうからは、フェンスで囲むという計画であると聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これニホンアカガエルとの関連になるんですけど、専門家

の知見が必要やと、保護するためには、もしこれ保護するような形になってきた場合には、専門家は、多分フェンスの下はコンクリートっちゅうことやね。フェンスを建てるのに下を固めやないかんし。どういうフェンスになるんです。それは分かってない。ちゃんと詳しく内容を掌握しとかんと具合悪いんちゃうか。フェンスは分かっとる。フェンスで回り囲ってしまいたいってことやね、向こうは。だから、これニホンアカガエルの保護を考えた場合に、下がコンクリートになると非常に多分都合悪いことがある。そやから専門家の知見が必要やということになってくるさけ、専門家に聞くと、そういうのは具合悪いというふうなことになるかねへんので、そのところをお聞きしているわけです。それが分からんと困るわな。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 19 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 22 分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 伊都議員のフェンスの件ですが、事業者からはフェンスをすると、囲うというふうな計画であるということは聞いております。基礎部分についての、どのような形であるかっていうのは、そこまでは確認はできてませんが、私のほうからアカガエルの件で、絶滅危惧種のニホンアカガエルがこの当該土地で発見されたということがありますので、それには十分配慮してくださいというお願いはしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10 番、伊都堅仁議員。

○10 番（伊都堅仁） ちょっと最後に、賠償等の件で、協定書の 9 項の賠償の件ですけれども、甲は事業に起因する災害により他人の財産、建築物、身体等、住民に被害を生じた場合は、乙が保険金手続きを行い被害の全額を負担すると、こうなってるんですけども、ある人が、自然災害の場合は保険が下りやん場合あるぞということを聞いたんです。前に阪神・淡路大震災のときに、地震保険とか火災保険入ってた場合には保険

金は下りたけども、単なる損害保険みたいなのでは、家屋の倒壊に対して保険金下りなんだっていう話を聞いたことがある。この場合、保険金手続を行い被害の全額負担するというふうになってるんですけども、どういう保険に乙が入ってるのかということは、当然課長は分かってないとあかんですよ。どういう保険に入っているのかということをお聞きしたい。ちゃんと保険金の下りるんかどうかと。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 25 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 27 分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 協定書の内容につきましては、地区曲谷垣内委員会、それと事業者で締結したものでございますので、その内容については私どもでは詳しいことは分かりません。しかしながら、事業者からの事業計画の提出があった際に、パネルについては、破損等で近隣に損害が生じた場合は太陽保険で賠償すると、どのような太陽光保険なのかっていうところで、これは地区からの質問があって、それに対してお答えしたということと聞いておりますが、この太陽光発電施設によって他人の財産、建築物、身体等に損害が生じた場合の損害賠償保険に入っておると。その中には、損害賠償金、それから損害防止費用、それから、緊急措置費用というところでその費用が出ると。先ほどの補償内容について、保険金の支払い条件として各事業者ごとに保険契約を締結しておると、そういうものと聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10 番、伊都堅仁議員。

○10 番（伊都堅仁） 自然災害で損害が生じた場合でも補償されるということでよろしいですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） その件については、私保険会社とお話したことでもないもので、こちらではちょっと分かりかねます。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） そのところはちゃんと詰めておいていただきたいというふうに思います。詳しく。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時30分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 伊都議員が御質問されてる保険の自然災害についての、出るか出ないかってのはこちらでは分かりません。しかしながら、それについて事業者のほうにどういったことで、自然災害でもどうなるのかっていうのを説明するようにこちらのほうからお話をしてみます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、伊都堅仁議員の質問を終了いたします。

続いて、4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） それでは、私のほうから2点質問いたします。

もともと6月の議会で一般質問する予定でしたが、大きな豪雨災害があり、まだ当局はお答えできる状況ではなかったので、簡単な町の思いだけを聞きました。9月でも同じ質問を用意してましたが、申し訳ありませんが私の体調不良で欠席させていただきました。これ3回目、同じ質問になります。総論としては、多分町のお答えは分かっておりますので、町民もしくは皆さんが疑問に思われてる具体的な点を聞いてみたいと思います。

6月2日の豪雨から約6か月たち、9月初めに検証の途中経過報告も受けている中、新たな防災のガイドラインも見えてきたことと思います。そこで町民の声を届けるとともに少し詳しくお伺いします。

また、2番目のDXについても防災・減災の関連事項もございますので、それも含めて質問いたします。

それではまず1番として、町の防災・減災の取組について。

身近な差し迫った課題として、その対策としてですが、災害時の避難施設などについては令和3年の6月定例会でも質問しています。年々大雨、台風、地震など大きく、そして多くなってきており、紀美野町でも大きな被害を受けました。町としては自然災害のため準備も難しいとは思いますが、しかしながら、少なくとも同様の現象はこれからもあり、それ以上の心構えが必要と考えます。同時にそのような現象を見据えて、被害を小さくするためのふだんの準備も必要と考えます。

そこでまず1番目に、指定避難場所は中間報告では見直しとされていますが、具体的にはどこ、もしくは避難ルートは安全なのか。各避難所における備品の劣化や期限などの確認、また数量の変更など調査の点検が必要だと考えますが、誰がいつ行うなどのマニュアルはきちっとあるのでしょうか。

2番目といたしまして、指定避難場所やその内容も変わりありませんか。令和3年に各戸配布されましたハザードマップですが、この情報は今も変わりなく、新たな記載や変更はないのでしょうか。もしあるなら変更や更新の連絡や配布はされており、最新の情報が町民に届いているのでしょうか。

同時に、避難場所ではいろんな情報を知ることは大変重要だと思います。ラジオやテレビなどの広域な情報も必要ですが、身近な情報もとても役立ちます。情報を得る環境は整備されていますか。

3番目として、防災・減災の視点から、ふだんから近くの谷川や水路、側溝、また斜面の状況などを見てもらうなどして、危険箇所の早期発見や対処により事前に被害をなくす、または減少するような調査や対処はされているのでしょうか。町内の谷川では土砂や流木をせき止めて流れを緩やかにする砂防ダム、砂防堰堤が幾つかあると思いますが、それは機能されていますか。

4番目に、避難するに当たり長年放置されている空き家の倒壊や空き地の雑草などで側溝が見えず、夜の避難の妨げになると予想されているところがあると思います。ふだんの管理で危険を回避できると思いますが、どう考えていますか。

また5番目として、危険予知能力の向上が必要と考えます。6月14日のテレビ報道では、真国川の支流の氾濫はハザードマップではカバーできない、つまり調査していな

いので危険などの表示がされていない増水、氾濫が大きな影響を与えたと報道されています。令和3年5月からは改定された、シンプルになった避難情報発令基準ではありますが、ハザードマップではカバーできない支流の増水なども含めて、当町のような山の際や川のそばに住居が多い現状を考慮した独自の発令基準の必要はないでしょうか。

それから、6番目として、災害対策本部、もしくは6月に設置しませんでした、相応の機能する体制を取ることで情報や指示の一元化により迅速かつ重複、もしくは連絡漏れを防ぎ、必要なところ必要なものと人がおれる状況は大丈夫でしょうか。

それから、2番目、DXについて質問いたします。

DXについては、令和4年の3月定例会でDXの進み具合を一般質問しています。町は答弁されていますが、もうその部分は重複するので省きます。

そこで、1番として、具体的な取組の状況としてその成果を教えてください。既に聞いているマイナンバーやオンラインの申請以外の状況をお願いします。今取り組んでいることでその結果がいつ出るのか、この先の取組と年度内の成果目標も併せてお願いします。

二つ目として、以前も尋ねましたが、災害など被害を受けた方が役場で幾つもの課に出向くことなく、一つの場所で手続きが収められるような、そういう方法は何とかできないものかをお願いします。

以上よろしくお願いします。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、藤井基彰議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂総務課長

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは私のほうから、藤井議員の1番目の6月の大雨災害を踏まえ町の防災・減災への取組について、及び2番目のDXはどのように活かされているかの御質問にお答えいたします。

まず、1番目の6月の大雨災害を踏まえ、町の防災・減災の取組についての御質問にお答えいたします。

まず1点目、避難場所と避難ルートについての御質問でございます。

現在、町内の風水害時の指定避難場所は31か所ございますが、一部の区長さんから

は、近くに避難場所がないとの御意見もいただいております、今回の大雨対応の検証の中でも避難場所について見直しを進めております。

また、町として避難ルートは設定しておりませんが、避難場所の見直しの中で住民の方の安全な避難についても考慮してまいりたいと考えております。

次に、各避難場所における備品等についての御質問でございます。

各避難場所には備蓄食料、備蓄水、毛布などを配置しております。備蓄食料や備蓄水の期限に関しましては、年度当初に期限の確認を行い、また避難場所を開設した際にも、職員がその期限や数量の確認を行っており、避難者数に応じて各備蓄品の補充を行っております。毛布につきましては使用済みの物を回収し、洗浄、リパックを行っております。

役場としまして必要最低限の備蓄品を配置しておりますが、住民の方々には非常持ち出し品の準備等についての周知を行い、住民の防災意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、まずは指定避難所でございます。当町では、指定避難場所と同じであり、その見直しに伴い、指定避難所につきましても同様の見直しを行うこととしております。

次に、情報収集の方法としましては、避難場所には携帯ラジオを設置しております。

避難場所とは、あくまでも緊急事態時に災害の危機から身を守るために一時的に避難する場所であるため、長期間滞在することを想定しておりませんが、充実した情報収集のための方法を引き続き検討してまいります。

続きまして、3点目でございます。

議員御存じのとおり、紀美野町は南北に約11キロ、東西に約20キロ、面積128.34平方キロと広大であり、危険箇所の発見や対処は限られた人員の役場の管理体制だけでは、町全域の全ての把握や対応を行うことは現実的には困難であると考えております。地域の危険箇所の早急な認識や把握等については、町職員も過去の被害や経験から確認、調査を行い、また梅雨時期や台風接近前にはより丁寧に巡回や確認を行っております。

ただし、ふだんから地域のことをよく理解されているのは住民の皆さんであり、区長さんを通じ地域課題として役場に報告いただくことが大切であると考えております。区長さんからそういう情報をいただき、対応している事例もございます。

また、町内随所にある砂防堰堤につきましても正常に機能していることを確認しており、引き続きしっかりと監視を行いながら、関係各所との連携、調整を行ってまいりたいと考えております。

なお、緊急性や優先順位を総合的に判断し、行政として対応できる部分については順次進めさせていただいているところであり、引き続き管理体制を徹底してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の夜の避難についてでございます。

夜間の避難は、昼間の避難に比べて危険を伴うものでございます。避難を行うことにより逆に危険であるということも考えられます。過去には緊急的に夜の1時、2時にも避難指示を発令したこともあります。夜間の避難情報はより慎重に発令しなければならないと考えております。

また、町民の皆様には平時より、より安全な避難ルートを確認していただくよう周知を行っていきたいと考えております。

続きまして、5点目でございます。

各支流や谷川ですが、河川本流の疎通機能を十分に高めることで排水を速やかに行うことが大切であるため、引き続き、随時河川の状態を確認しながら、県当局に継続的な浚渫や改修等の意見や要望を強く行い、しっかりと協議を行いながら対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の災害対策本部についてでございます。

6月2日の大雨の際には災害対策本部を設置しませんでした。実質的には町長をトップとする災害対策本部と同等の体制で災害対応に当たってまいりました。今後は状況に応じて適切に災害対策本部を設置したいと考えております。

なお、防災・減災対策をしっかりと進めるには、町の管理体制だけでは不十分であり、国・県の役割、町の役割、住民の皆様の役割を分担し、それぞれが協働することで、より安全・安心な暮らしにつながっていくものと考えてございますので御理解、御協力をお願いいたします。

以上、6月の大雨災害を踏まえ町の防災・減災の取組についての答弁とさせていただきます。

続きまして、藤井議員の2番目のDXはどのように活かされているかの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の具体的な取組状況と成果、この先の目標等についてですが、令和4年1月のDX推進室設置以降、紀美野町では様々な取組を進めてきたところでございます。重複するかも分かりませんが、具体的な取組としましては、RPA、業務自動化システムや自動文字起こしソフトAmiVoiceを活用した業務効率化、デジタルデバйд解消のための地域サロンや公民館、美里支所でのスマートフォン教室の実施、町内外問わず誰もが活用できるオープンデータのウェブ公表、役場に行かなくても手続きが行える行政手続のオンライン化などがあります。

DXで最も成果が表れているサービスはマイナンバーカードを用いた証明書等のコンビニ交付です。このサービスは今や当たり前になっていますが、少し前であれば、会社員で住民票などの証明書発行は必要な方は、平日会社を休んで役場に来る必要がありました。これがマイナンバーカード一つあれば、いつでもコンビニで申請書を書くことなく、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書、所得課税証明書の発行が受けられるようになりました。これはDXを活用したサービスとして住民の皆様が便利になったと実感できるものだと考えております。

また、6月の大雨災害対応の際、ロゴチャットを情報収集ツールとして活用したことは、役場内業務ではありますが、DXが上げた大きな成果だと考えております。

今後の取組としましては、さらに住民サービスの向上を図るため、役場に来なくても完結できるオンライン手続を増やしていくことを目指していきたいと考えております。

次に、2点目の複数の課にまたがる事務を1か所で完了できないかという御質問ですが、一つの窓口で関連する全ての手続きが完了できる総合窓口の整備については、全国的にDXを活用した取組として進められています。当町も住民の利便性を考え、当町としてできるサービスを検討してまいりたいと考えております。

以上、DXはどのように活かされているかの答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） まず、一つ目ハザードマップ。先ほどお話しましたように、令和3年でしたっけ、配布されたの。今手元に持っていますけれども、これがそうだと思います。これには御存じのように青とか赤とか黄色、黄色というのはまだ未調整と、

調査していないと、そういうところがございます。あれから３年間たってまして、調査していないのは少し、これだけいろんな水害、いろんな地震等々ある中で、調査していないと判断していいんでしょうか。ちょっと遅いんじゃないんでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

ハザードマップのまだ未調査という部分でございますが、これにつきましては真国川と梅本川の２か所の河川の調査がまだ県のほうで行われていないということでございました。先日、真国川についてはその結果が公表されております。小川の梅本川につきましては今年度中にそれが公表されるということでありますので、その状況を見て対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰） 今のお話では、真国川は一応調査したと。県のほうで。小川地区に関しては今年度中という話だったように思います。それを受けてまた来年度でもこの更新というか、新しい情報というのは皆さんのほうへは届くということでもいいんですね。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） それを受けまして見直しを行って、それをまた皆さんに周知していきたいというふうに考えてございます。

○議長（美野勝男） ４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰） それでは避難場所での情報、２番目の情報のことについて少し伺います。

携帯の準備はされているとおっしゃってましたけど、もちろんテレビやラジオ、いろんな情報、台風でも何でも情報来ますけども、今一番身近な情報としては、最近皆さん御存じのようにスマホを持っています。そのスマホでいろんな情報を取るためのＷｉ－Ｆｉの環境、これについてはどう考えておられますか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 現時点では、Ｗｉ－Ｆｉ環境というのは全ての避難場所についてはちょっと整備はできてない状況、今一部できるところもあるか、ちょっと確認

はできてないんですけども、その点については今後ちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） ただいまW i - F i 環境、多分僕の記憶では、今町内では、山の家おいしですか。あとみさと天文台、ふれあい公園、この3 か所、多分これは観光の方々のための情報提供のためのW i - F i だと思います。

具体的に言うと災害の情報を得るためのW i - F i 環境は、当町はまだじゃないかと思っています。30 か所とおっしゃってました全ての場所とは言わないんですけども主要な箇所幾つか、そちらのほうへのW i - F i の環境、それと同時に、その情報や町のほうが最新情報を流すとか、そういうのはお考えはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） すみません。こちらの認識不足で多分W i - F i につきましては、そういう避難場所には今現在整っていないという状況であるかと思っています。

議員おっしゃられるように、現在スマートフォンについては、そういう情報をツールとして非常に有効であるというところもありますので、先ほど言いましたように全箇所っていうのは、すぐには難しいとは思いますが、主要な場所への、さっき情報を流していくってことでよかったですか。

（発言する者あり）

○総務課長（坂 詳吾） その点につきましては、避難情報については、もちろんリアルタイムで流していく、ですけども、それ用にリアルタイムで流すっていうちょっと現状の人員とかそういう体制についてはちょっと難しいかなというところもありますので、その辺は今後のまた検討課題かなというふうに考えてございます。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 今なぜそういう話をするかと言いますと、よくどこでも、あの道が水路があふれて通れないとか、いやあの道は通れるとかって結構情報が錯綜しますよね。その情報が時間的にどれが新しいのか分からない場合、多分あの道が通れるよって聞いたもんで行ったら、もうそこが水があふれて通れなかったと、そういう状況って多々あると思うんです。だから町のほうで何時にどこどこで通れなくなったとか、通ったとか、そういうしっかりと情報を流すことによって間違った避難をされるとか、そ

ういう方法が必要じゃないかと思ひまして、そのためにはラジオやテレビっていうそういう広域は少し無理があるので、何らかの形を取りながら町が正確な情報を流さないと、誤情報、もしくは言葉悪いですけどデマのような情報が流れてしまうと、皆さんがもうその言葉に反応して右往左往してしまう。これが一番怖いので、その辺のきちとした町としての対応はできないものかということで、そのW i - F i もしくは何らかの方法はないのかということでお話したものです。どうでしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） ただいまの御質問でございます。

やはり大きな情報であるとかっていうことは、もちろん防災無線やライブビジョン等で流させていただいてるんですけども、細々としたところの情報っていうのは、もちろん議員おっしゃることはよく分かるんですけども、その辺は現状の時点ではちょっと難しいとこもありますので、今後その辺りはちょっと研究して、どういう形ですればそういうことも可能なのかということも検討していきたいなと考えてございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 言われるように、それは後で少しお伺いする対策本部の業務になってくるかなっていう気もするんですけど、その辺はどういう一括情報を流すかっていうところになってくると思うんです。それはそれでまた少し後で聞くかも分かりません。

次に、三つ目の砂防堰堤、これについて少し質問します。

砂防堰堤、町内に幾つあるかって全然僕は把握していないんですけども、幾つぐらいあるんでしょう。多分砂防ですから、不透過型ですね。透過型、不透過型ってあると聞いてるんですけど、その辺の数字はいかがですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

砂防堰堤なんですけども随所にあります。なかなか町のほうでも把握できやんぐらい、100、200っていうような数字になってこようかと思います。議員おっしゃるようにほとんどが不透過型の砂防堰堤ということで設置していただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 砂防堰堤ですけども、先ほどの答弁では機能しているというお話でしたけども、それはすごい失礼なお話ですが、そう判断してよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

機能していると考えていただいて結構かと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 砂防堰堤ですけど、少し具体的なお話で申し訳ございません。

たまたま私の家のすぐそばに谷川がございまして、その上流、町道から上流100メートル、200メートルも行っていないところに砂防堰堤がございます。これは多分40年近く前、大雨でその谷川の橋に流木や岩が引っかかってあふれまして、そのそばの道路があふれ、私の家を含め多分数軒が床上浸水になりました。それを受けて多分県だろうと思います、のほうで砂防堰堤を造ったものだと思います。ちなみに、そこは湯の戸谷荒廃砂防ダムという看板が上がっています。ちょっともうかすれたり汚れていて、詳しくは読めなかったんですけども、一応そういう名目で上がってます。おっしゃるように不透過型です。ですから、あくまでも土砂をせき止める、それが目的だと思います。

ただ、この堰堤ですけども、40年間ぐらい多くの雨があっても大丈夫でしたが、この間の雨でさすがに少し無理が出たのかなと個人的に思ったのでお伺いするものです。

具体的に何を言うかという、確かにこないだ収まってから見に行きましたが、もう堰堤上部の近くまで土砂、流木がたまっています。当時、雨が降ったときは堰堤横で大きな流木が何本も流れて、うちの家の下の吉野町住宅の近くの橋に引っかかって困りました。水があふれて住宅の道路が浸水しそうになりました。この流木が終わった後に引き上げて切りまして、住民課のほうへ引き取りをお願いしましたので、東浦課長は御存じだと思います。現に流木が流れて、あふれて流れていると、そういう状況です。それでは基本的に堰堤としての機能が今回はなされていなかったのではないかという思いから何度か建設課のほうにもお伺いしましたが、一応土砂がたまると、川幅が広がって、流れがよくなって、大丈夫ですよというお話でしたけども、それに変わりありませんか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それではお答えいたします。

砂防堰堤の役割につきましては、全てをせき止めるものではございません。一度に大量の土砂であったり、流木であったり、そういうものを流出することを防ぐためのものでございますので、その砂防堰堤については機能していると考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） その砂防堰堤というのは、そもそもその砂防堰堤を造るための道路を造った後、今度逆にそれを閉じながらっていうんですか、あくまで山の中だよっていう形の前提だと思うんです。たまたま今お話してるところは、その谷川に沿って道路がございます。だから堰堤にたまっている土砂の高さと、道路の高さは短くなっています。だからあふれる可能性が高いと。現にこの間も、もう本当に少しまで谷川の水が道路まで来たので役場のほうに、建設のほうへお電話したら、いや今土のうが欲しいんだけどもって言いましたら、人も土のうも出払っててどうしようもできないということでも手を打ってもらえませんでした。これはいろんな状況で仕方がないんですけど、少し話はそれますけれども、できれば終わってから、その後どうになりましたかぐらいの問い合わせがあるべきかなと思いましたが、なかったので少し残念です。

ただ、砂防堰堤につきましては、これは、令和2年度、総合的な土砂管理の堆積に関する取組、国土交通省、この書面が出ています。その中で、近年の水害における堆積土砂の課題っていうのが結構長く出ています。これ全部読み上げたらとても時間がございませんので、また何か機会をいただきたいんですけども、抜粋して少しだけ読み上げさせていただきます。

もちろんこれは国交省ですから、町の谷川とは直接関係ないと言われればそうかも分かりませんが、要は状況同じという意味でお話することです。

砂防堰堤につきましては土石流を捕捉した場合などには、砂防堰堤の背面において土砂・流木が異常に堆積し、砂防堰堤の防災機能を阻害している。近年、土砂災害の激甚化などに伴い、このような異常な堆積した箇所が急増。都道府県の単独事業によるこれらの土砂の撤去が間に合わず、地域の安全確保に対して大きな課題となっている。

これに対していろんな補助が令和2年から令和6年まででしたか、何百億円からの国の補助が出てると思うんですけども、こういう状況で、国としても異常な堆積に対しては危険を促しています。だからとりあえず少しでも浚渫したらいいんじゃないかってい

う国の提言だと思うんですけども、何度も言いますけれども、現状でこういう心配はないとお考えですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） ほぼ大丈夫だとは考えておりますけれども、必要に応じてその状況を見ながら、取り除く部分については、また県と調整してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 同じことを繰り返しても何なんで、とりあえずそういう場所がある。今お話した湯の戸でしたっけ。そういう状況であるっていうここでお伝えして、今度大雨が降れば何らかの処置をしないと危ない。きちっとここでお伝えしておきます。

続いて、次の避難所の安全確保なんですけど、先ほども少しお話ししましたけども、特に夜避難する場合、放置された家とか空き地とかに草が生えていたりとか、そういう状況ございます。屋根瓦が落ちてきそうな危ないところとか、雑草が生えていて、もう水路が見えなくて、何か夜だったらその水路に足を踏み外して落ちてしまいそうなところもございます。そういうところをふだんから何とか町のほうで管理っていうのは、もちろん持ち主の方に言うのが当然でしょうけども、なかなかそれが進まない場合、町としては何とか安全対策ってできないものでしょうか。具体的に言えば何らかの方法で草を刈るとか、倒壊しそうなところを撤去するとか、そういうような状況はどうでしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 藤井議員の御質問でございますが、やはり安全な避難ルートっていうのは個々に、それぞれ人ごとに避難ルートというのは変わってくると思います。なので、そこは多種多様の方法があるので、それを全て町のほうでそういうところを整備するとか、草刈りをするとかっていうことは、非常にちょっと難しい部分があると思いますので、そこはやはり、個人個人の方々が平生から安全なルートを確認していただいて、どうしてもそこに支障がある、公共施設で、道路とかですね、そういうところで支障がある場合はちょっと連絡とかいただければそれについての対応は可能かと思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 今おっしゃるとおり全てというのは当然カバーはできないと思います。ただ町の、これは区とのお話になるんでしょうかね。一応避難場所には安全ルートって、こう行ったら一番安全ですよとは多分出てると思います。逆にここを通ると危ないですよというところが出てると思います。だからその付近は区の方々といろんなお話をして、主要なところへ行く、避難所へ行くところのルートは安全か、その付近の確認っていうのは、もちろん町といっても、現実問題としては、各地区の方々と、もしくは自主防災、消防団、そういう方々との協力、連携をもってですけども、危ないところが仮にあるんだったら何とかしてもらえないか。ただそのときに、いやその土地は誰々の所有者だから、一応連絡してるんだけど何も反応がないっていうんで終わってしまうと何もすべがない。だから何とか手続上安全を優先して町のほうで、言葉がいいのか悪いかわかりませんが、強制的に草刈りをするとか、危ない軒のところ撤去するとか、そういうような形を少し取らないと、いや分かってながら町は何もできないっていうのは少し困るんじゃないでしょうかって、その付近です。今すぐでは無理でも一度考えていただきたいと思いますけども、どうでしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 今、議員おっしゃるとおりだと思いますので、区とかですね、そういう方々と一応まだそういう主要なルートの危険な場所をちょっと相談しながら、それについては、すぐについてというのはちょっと難しいかもわかりませんが、その辺はそういう形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 5番目にちょっとお伺いした危険予知能力の向上ということなんですけども、この間は先ほどもお話してるとおりハザードマップ、真国川に関してはなかなか把握できない状況で、大きな被害が複数の場所で起きたと。そういう状況はもう皆さん御存じのことだと思います。

この間の海南海草県陳情の中で、真国川蓑原橋付近でしたっけ、の浚渫等々の陳情が中に入っていて、県のほうも浚渫するっていうようなお話をいただいている状況です。ただ、細かい支流については、県のほうまでは、あくまで県は管理するところのっていう前提はつきます。町としては、その付近少しでも何らかの方法を取るっていう状況は考えておられるんですか。

○4番（藤井基彰） 県管理の河川については、こないだ海草県議連でしたっけ、陳情のときに県管理の部分には浚渫等々、改修には積極的に何とかすると、そういうような陳情してお話もいただいています。ただそれじゃなくて、県管理ではないところ、もしくは町に関わるような近いところに関して、少しでも被害を小さくするための手だてってというのは何かお考えでしょうかという質問です。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 県管理以外の普通河川っていうのが町の管理になっておるかと思います。町の管理の谷川、小さい支流とか多数あると思います。その部分については状況を確認して、必要な部分の疎通機能を高めたいとは思っています。

ただ、今回のように本流に水が大量に出た場合、やっぱりその支流のほうの流れがどうしても滞ってしまうという状況があるのをちょっとまた御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） そういうところ多分、ぜひ地区の方々が一番よくどこが危ないとかっていうのは、昔からのいろんな状況で分かっていると思います。そういうところは町としてもいろんな情報をもらって、できるだけそういう被害が起こらない、前もって少しでも被害を小さくするための手だては考えていただきたいと思います。

次に、対策本部のことなんですけども、今回、紀美野町では対策本部を設置していません。海南市も確かそうでしたと思います。対策本部があるかないかっていう問題ではなくて、要は対策本部と同じような機能ができるかどうか、これが大きな問題なんだと思います。

この間の11月26日の新聞では、来年度から県の防災体制が見直され、対策本部の設置基準が変わり、具体的には、今までは津波とか対策本部の設置する基準がきちっと決まっていたけども、雨とか風でしたっけ、その付近はあまり基準がはっきりせず曖昧なところがあって、その箇所、当町、当市の判断ということだったようです。それに対して県のほうはもう少し明確にするということが来年度から決まったようです。紀美野町としてはどういうお考えですか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 災害対策本部でございますが、今回6月2日の大雨の際

ですね、先ほども言いましたけども災害対策本部というのは一応設置はしておりませんでした。ただし災害対策本部というものではなかったんですが、やはり町長をトップとして、災害対策本部と同様の体制で災害対応に当たっていたということでございます。ですので、実質的には災害対策本部と同じような機能で動いていたということは事実でございます。

ただ、災害対策本部の設置の関係なんですが、県のほうでもそういうことで一応明確にそういうところは、災害対策本部の設置のタイミングというんですかね、そういうのが出てきたということもあります。当町としましても災害対策本部につきましては、やはり町長が最終的には判断するということにはなっておるんですが、そういう県の基準も参考にしながら、また今後対策本部の設置の基準についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） その点はよろしくお願いします。

続きまして、対策本部に絡めて、今回紀美野町でボランティアの方々もたくさん来てくれました。ボランティアの方が入るのは確か初めてだったかと思って、いろんな最初は戸惑いもあったようですけど、途中からは何とかスムーズに行けたっていうのは途中経過報告にはございます。ただいろんな皆さんのお話を聞くと、なかなか適切などころへ適切な人員や物が行かず困ったよってという話も聞いています。もちろん最初でしたから無理はないのは分かるにしましても、次回こういうことがないように、そのときには連携、もっと具体的に言うと、その方々の中からお話があったのは、やっぱり休息場所や食事、トイレはこれには仮設のものを造るとかっていうのは書いてましたけども、トイレとかお風呂とか、そういうもちろん具体的なことをここでお話することはないんですけども、そういうお話をする状況はつくっておられて、何か進んでるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 災害ボランティアの件で御質問いただいたことに対してなんですが、検証の中でも触れておりますけども、6月5日にこちらから強く要請して、6月5日にボランティアセンターを立ち上げていただきました。言われるように当初は初めてのことで、本当に皆さん戸惑いながらですが、毎日毎日それを繰り返しやってることで勉強されて、途中からはスムーズに機能してきたっていう話も聞いております。述

べにして400人を超える方々が活動してくれて、役場でなかなかできない家の中の泥出しであるとかごみ出しであるとかっていうことをお手伝いしていただいて、本当にあの方々のおかげでスムーズに進んでいったっていうふうに認識をしております。

当初、役場との連携もうまいこと行ってなかった部分もありましたが、それは途中からいろいろ情報を共有しながら、役場そういったボランティアの要請の申出もあったり、それは社会福祉協議会のボランティアセンターへつないで活動ができていたということもあり、最終的には6月5日開設して7月20日ということで一応ボランティアセンターを閉めたということはありますが、その間に随分助けていただいたようなことがあります。

せんだって社会福祉協議会では、災害ボランティアで活動してくれた方々に声をかけて、一回振り返る会っていうのはされてます。その折に最終的には38名だったと思いますが、方々がお集まりいただいて、振り返ってどうであったかっていうような、これも検証っていうんだと思いますが、そんな中で、仮設トイレの必要性っていうのがやっぱり、近くに公衆便所があるところとかっていうのは、それを使っていた件はありますが、ないところは被災された方にうちのトイレ使ってもいいよって、そういうふうにおっしゃっていただいて、その方のトイレを使わせてもらったっていうこともあります。それは当初なかなか想定もできなかったこともありますので、やはりボランティアの方々は食べるものとかいろんなもん持ってこられますが、どうしてもトイレとかっていうのは持ってこられませんので、そういったことを今後配慮していかんとあかんのかなというように今回の件で勉強をさせていただきました。それ以外にもいろんな意見などもいただいておりますので、そういったものも今後に生かせるように、もちろんそれは社会福祉協議会のボランティアセンターで生かしていただくっていうこともありますけれども、役場としてもそういった声を十分次に生かせるように対応していきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） ありがとうございます。災害から半年ほどたちまして、今、河川、道路等急ピッチでいろんな工事が町内至るところでされていて、何とか原状復帰という状況になってます。ただ、あと半年たてばまた同じ状況が、雨が降るか分からないっていうことも考えられます。今いろんなことを質問しましたが、そのときも早

急な結論もしくは行動ができるようによろしくお願いします。

それでは、次のD Xについて質問したいと思います。

まず一つ目、町民のために利便性があるようにっておっしゃってくれてます。先ほどもオンライン申請等々は効果があるっておっしゃってました。ちなみにオンラインの申請っていうのは大体、例えば今年でも去年でもいいんですけど、全部の申請中どの程度がオンラインで申請されてるんでしょう、数字分かりますか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 藤井議員の御質問でございますが、オンライン申請の件数までは、すみませんちょっと把握はしてございません。かなり件数はあると思うんですけども、件数まではちょっと把握しておりませんので申し訳ございません。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 今なぜ数字を聞いたかっていいますと、いつもそうなんですけども、そういうデジタルに弱い年代、年齢、こういう言い方したらいいのかどうかちょっと分かりませんけれども、その方々にとってはなかなかそういう恩恵が感じられていない。やはり現場行かなきゃならない。その現場行くと、また話先ほどの最初のほうに戻りますけども、同じ課じゃなくて、幾つも課をまたがないといろんな書類が手に入らないと、そういう方にとってはオンラインとか今のD Xの恩恵はなかなか被っていない。身を感じていないっていうお話はよく聞きます。だから、いろんな面で若い方々がそういう面で、夜でもどこでも取れる、これは確かに便利だと思うんですけども、そういう方々がすごく便利を感じるために、窓口へ行けば、さっき言いましたように1か所で済むような、そういう付近のD Xっていうのは、要は縦じゃなくて横の情報の一元化っていうのはできてはないんでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） そういうスマートフォンを利用しにくいという方の対応についてでございますけれども、まず、そういう方たちのために今デジタルデバイド事業ということでスマートフォン教室を随時開催しております。現時点で延べで、始まって以来なんですけど、回数にして45回、回数を行っておりまして、受講者数は延べ406人という実績でございます。令和5年度につきましては24回も行っておりまして受講者数は延べ215人の受講者があるということで、徐々にそういう高齢者の方、使われない方の、使いやすくということで、そういう教室も対策は行っております。ただ、

それでもやはりカバーできない方、もともとスマートフォン持ってないとか、そういう方もいらっしゃると思います。ただそのときの総合窓口みたいな形なんですけども、やはり当町みたいなところでは、なかなか総合窓口っていうのは難しいんですが、なるべくきめ細かなサービスをできるように、1か所でなかなかどうしても、保健福祉課とかっていうのが出先になってきますんで、ただ、できる部分はDXも用いてやり取りをしながら、なるべく1か所でできるようなことは努力はしてございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） その横の情報という形で、1点だけ具体的な例がありましたので、状況をお話してお伺いするんですけども、今年の夏、高齢の方が取引先の金融機関が変わったので届けて欲しいよってことで、僕じゃないんですが僕の身近な者が、住民課のほうはこうこうで変わったんですよっていう御連絡をさせてもらいました。それで当然その方々の金融機関が変わった場合、税務課、保健福祉課、総務課、それぞれいろんなところからいろんな情報とかいろんな振り込んでくださいね、振り込みますよっていう話が来る中で統一化されてるのかなと思いましたが、後に福祉課のほうから連絡があったのは、前の口座のほうへ何々してください、何々しますよっていう状況が来たんですね。これは、基本的には、申し訳ないんですけども、我々町民は各課へ全部行かなければならない、まさかそういうことはないと思うんですけど、その付近はどういう状況でしょう。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） ただいまの藤井議員の御質問でございます。

口座情報につきましては、もちろん当町のほうで一元管理をしてございます。もちろん変更あった場合は変更あったということは分かってる課から会計課へ報告を行いまして、それで一括管理をしてございます。ただ、1人の方でも幾つか口座を持たれてるっていう場合もありますんで、その方がどの口座を使われるかっていうのはなかなかちょっと把握しにくいところなんですけども、それはそのときのその人によって、この分についてはこの口座へ、この分についてはこの口座へという方で、もしかしたら変えたいという方もいらっしゃるかも分かりませんので、その辺はちょっと個々にという対応になってくるかと思っておりますけども、情報の一元化については行っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 具体的な例になって申し訳ないです。ある程度デジタルに近いと思って質問するんですけど、その方は口座は一つしか持っていませんし取扱い金融機関は当然一つです。ということは、これはもうデジタル以前の問題っていうことですね。こうこうで書いてるんですよって言ったら、いや担当の者がおらんからちょっと分かりませんっておっしゃられたそうなので、ちょっといかにもと思いました。結局DX以前の問題っていう把握ですね、これは、ということではよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 申し訳ございません。そういうことの事実でございます。そこはやはりDX以前の問題。職員の対応の関係かと思いますので、その辺は十分また注意していきたいと思しますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 最後に、DXというのは本当に言葉が先行してなかなか体感として分かりづらいのが、僕はもう高齢だから当然かも分かりませんが、僕より高齢の方は当然何のことも分からないとおっしゃってます。申し訳ないんですけども。僕らもついていけないところは多分にあります。だから、それはそれでよく分かる。たまたまそういう過渡期の間は仕方がないと思うんですけども、かといってそういうつて行けない、行きづらい方々のサービスが置いてけぼりにならないように、今後ともぜひきめ細やかな、全ての年代に使いやすい窓口になるようお願いしたいと思います。一言だけその思いを聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。おっしゃるとおりDXってなかなか、Xという辺りは特に分からないと、デジタルって言われてもデジタルって何のことという方ももちろんいらっしゃるかなと思います。これは今の時代デジタルというのはそこらじゅうにあふれておるんですが、デジタルを活用するのが目的ではなくて、デジタルで何が改革なり変革できていくのかなってということなので、ずっと言われているように、これはあくまでも住民の方々の利便性を向上するというのが大きな目的でありますので、そこらは我々もDX、DXじゃなくて、これはだから皆さんが使うことによって利

便性が向上していくんだよってという辺りの説明っていうんですかね、そこらは分かりやすく説明していかなければいけないかなというふうには思っておりますので、今後も心得ていきたいなと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、藤井基彰議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 0時38分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時57分）

○議長（美野勝男） 続いて、11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、議長さんのお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、北行きの道への取組についてお聞きしたいと思います。

合併前の野上町、美里町の時代、北行きの道として関空へ向けての道路計画が進められ、サン・リゾートラインと名づけられましたが、トンネルを4本も抜くという大きな工事で山田ダムまで完成されました。しかしこの道路はこのままストップしてしまい、当初、野上、美里、桃山の3町による計画は、桃山工業団地までその計画が到着せずに終わっています。この計画が完成すれば、関空や京奈和へと進めていけるなど、今後の町の東部にとって、また紀美野町にとって活路を見出せるのではないのでしょうか。町としてそのための運動が必要と考えますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

2点目、次に、外部委託についてお聞きいたします。

包括的民間委託としてシダックスに5業務が委託されてきました。ここにきて委託先のシダックスが放漫経営の結果経営破綻し、オイシックスに吸収されたようであります。紀美野町が委託した頃には、相当経営が悪くなっていた頃であったかというふうに思いますが、町として相手方の経営状況も確認せずに委託を決定されたのでしょうか、その経過をお聞きします。また、5業務は今後どのようなことになっていくのかお聞きした

いと思います。

次に、学校給食についてお聞きいたします。

学校給食については、現在、野上小学校と下神野小学校で調理し、他の３校へ配送するという親子方式という形式が取られています。言うまでもなく自校方式が一番いいというのは、以前からの町の方針であったかというふうに思います。今後、野上小学校の現在の給食調理室がなくなっていくということで、新たなものの建設に伴いどのようなことを考えておられるのかお聞きします。

最後に、食料自給率の向上に向けての取組についてお聞きいたします。

食料自給率が、１９６１年の農業基本法以来下がり続けて、現代ではカロリー自給率が３８％とされています。しかし実際は、畜産の餌や種までが輸入ということから、それらを計算に入れますと１０％とも言われています。外国に依存してきましたが、ウクライナ戦争から食料輸入が厳しくなり、今後の対策が急務になってきました。何にしてもですね、今まで経済大国日本、貿易によってたくさんのお金ができましたから、それで外国の農産物をまさにほったを札束で張りまわすような形で輸入してきたんですけれども、もう今から１０年ほど前から、日本は貿易赤字ということになってきて、その財源もないというふうな状況になってきています。

このようなことの中で、町民の皆さん方の暮らし、生活を守っていく立場からとしても、町内での食料の増産、また国に対してこのことを求める働きかけが必要だと思います。町の見解をお聞きしたいと思います。

以上４点よろしくお願いいいたします。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） 私からは、美濃良和議員の御質問の１番目の北行きの道への取組についてお答えさせていただきます。

広域的な移動のための手段である国道３７０号や県道及び各集落を結ぶ生活道路は、地域振興、地域活性化のためには欠かすことのできない大切な地域資源であります。

現在、和歌山県により、町民の皆さんの長年の願いであった国道３７０号道路改良工

事が急ピッチで進められ、東西のアクセスが飛躍的に向上され、地域に大きな希望と夢を与えていただいています。また、北へは県道岩出野上線、南へは県道野上清水線など順次改良、改修工事等が進められているところでございます。

また、町道においても釜滝柴目線道路改良工事が順次進められ、完成の暁には、町内周遊ルート確立による観光振興など地域活性化に寄与し、災害発生時の緊急輸送の強化が期待されるところであります。

町の北の玄関口として整備された町道サン・リゾートラインは、山田ダム沿いの県道垣内貴志川線の改良工事等が完成したことにより大変有用な道路となっております。議員御質問のそこから北上の道路計画は、過去に耳にしたことはございますが、現在は止まっているようでございます。

地域の方の希望と夢を育むために、関係地域として、紀の川市に地域の声や実情を説明し、要望してまいりたいと考えます。

以上、北行きの道への取組についての答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の2問目の外部委託について、3問目の学校給食についてお答えさせていただきます。

まず、外部委託についてお答えさせていただきます。

シダックス株式会社は、オイシックス株式会社との友好関係に基づいた出資を受け、非上場化を行い、シダックスはオイシックスの連結子会社となります。しかし、現経営陣、事業体、社員に変更はなく、契約主体、事業担当者を含めた事業運営体制についても変更ないと報告を受けております。

業者選定時には、2020年から2021年、2021年から2022年の2年期分の財務諸表の提出を求め、特に問題がないことを確認しております。今後も4業務については、引き続き業務委託を続けてまいります。

以上、外部委託についての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の3問目の学校給食についてお答えさせていただきます。

現在、共同調理場として、新給食棟建設に向け、設計業務に取り組んでいるところであります。今後、令和6年度で工事をを行い、令和7年度中の給食の供用開始を目指しております。

す。新給食棟完成後は町内 1 調理場とし、町内全小・中学校分の給食を調理し、町内各小・中学校へ配送を行ってまいります。

今後も引き続き、学校給食の調理につきましては、業者へ委託することなく町直営で行ってまいります。

以上、学校給食についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） 私のほうからは 4 番目の食料自給率の向上に向けての取組についての御質問にお答えさせていただきます。

ロシアがウクライナに侵攻したことによる市場の混乱は日本でも影響がございます。

さて、日本のカロリーベースにおける食料自給率は約 38 %でございます。

また、和歌山県のカロリーベースにおける食料自給率は約 29 %と低い数値となっております。県の数値が低い理由は、カロリーの高い穀物類の生産が低いためであると思われます。逆に、和歌山県の生産額ベースの自給率は、単価の高い果実生産が多いため 110 %と高い数値でございまして、当町も同様の状況であると思われます。

さて、町内での食料の増産についてですが、カロリーベースにおける自給率を上げるためには、果樹等から穀物生産に転換することが必要になります。しかし、穀物生産は、当町の場合、中山間地で平地が少ないため生産量が低く、収益につながらないことから、耕作転換することは非常に難しいものと考えてございます。基本的に農業は適地適作でございまして、これを基本に農業政策を進める必要があると考えてございます。

今後におきましても、国・県の農業政策に加え、町の農業経営支援制度をはじめとした農業支援を継続することで、農地を守るために努めてまいりたいと考えてございます。

また、国に対する働きかけでございますが、令和 4 年 12 月に食料安全保障強化政策大綱が国で策定され、農産物や生産資材の過度な輸入依存から脱却することを目的とし、小麦や大豆など国内生産の拡大に取り組むこととされてございますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、食料自給率の向上に向けての取組についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、1回目の答弁をいただきまして質問をしてまいりたいと思います。

北行きの道というふうに当時言われておったんですけれども、サン・リゾートラインというふうに名前をいただいているかというふうに思います。これが今現在言われるように、あれは銚子の口というんですか、山田ダムのところで止まってしまっていると。残念ながらあれは、本来ならば、工業団地へ行くというふうなことで、3町の間での話も決まっておったようなんですけれども止まってしまっていると。

それからこれが1点、それとも一つは、関空とかあっちの方に向けてですね、紀の川を越えた向こうのことについては現在どうなっていますか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それではお答えいたします。

紀の川市の付近です。その辺りにつきましては、県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会と京奈和関空連絡道と、そういった協議会で今協議させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） やっぱ一つは、町の発展というのは一つには何と言っても内発的発展というふうに言われますけれども、その町の中でどのように発展させていくんかという努力が必要になってきますけれども、それと同時に、やはりそういうハード的なアクセスの問題も大事になってくるかというふうに思います。

それで、今言われましたけれども、紀の川以北についてですね、これはもう向こうのほうでやられる、うちのほうの意見については、それには乗っていくということについてはないんですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 先ほど申しました期成同盟会であったり、関空連絡道の協議会であったりっていう部分については、紀美野町も参加していろいろと意見を申しえているところではございます。ただ、いかんせん何ていうか、具体的に紀美野町への部

分については、まだ見えていないところではあります。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 向こうに向けての協議会もできてきてるというふうなことも聞くんですけども、そういうものはないんですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 協議会っていうのがちょっとあれなんですけれども、具体的にそういったものは現在のところはありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ないんですか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 美濃議員、その協議会って、何て言うのかな。サン・リゾートからの話。

（発言する者あり）

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 2時15分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、北の、そちらに向いての動きがあるというふうに聞いています。うちの町としてですね、そこのところについて、やはりせっかくあそこまで来た道路ですから、それをいかにアクセスしていくんかということが大事かというふうに思うんですけども、以前ですね、寺本町長のときに区長さん方も町長に陳情いたしまして、ぜひそれを続けてもらいたいと、そういうふうな会も持ってくれました。その辺のことについてどうなっていますかね。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま言われた区長さん方の要望ということは、私もそれは承知しております。最初に議員言われた合併前の旧の桃山、野上、美里でそんな計画があったってということは、それは承知はしておりませんが、その後合併がございました。一つには紀の海というごみ処理場の建設というような大きな2市1町で計画が進んでいて今に至ってるんですが、その計画の中でごみの搬入道路の件でどうするかっていうような一つの大きな課題があります。もともとの道は生活道路でありますので、その道路ではなくて、ごみの収集車のできたら専用の搬入道路っていうのは必要じゃないかっていうのは紀の海の中でいろいろ協議されました。その折に、搬入道路ということで幾つかの案があった中に、最終的には、今工業団地の中を通っていく道路もありますし、議員が言われた北の道ということで、山田ダムから紀の国というゴルフ場のところを通って北向いていくというような、そういう案もありました。そこで非常に協議された中で、最終的に今の現道が採用され、それが整備されて今使われているところがありますが、それは費用的な形で今の現道が一番安くできるということでそれをされたってということでございます。その折に、議員が言われてる北の道路っていう、紀の国のゴルフ場の前を通って北進するという構想的なものもございましたので、そういう話はそこで最終なくなったっていうものではなかったと記憶してます。

その後、区長さん方で、やはりあれができたらうれしいということで、区長さん方の連名で、当時の紀の川市長宛に要望書を提出されたってことはございました。それは区長会から要望されたということで承知しております。その要望は前の紀の川市長に要望書を提出されておるというのは承知しておりますが、その後それがどう動いてるかとかっていうのは、先ほど課長が答弁したように止まっているということであるというふうに思っております。

それについては、先ほど課長も答弁申し上げましたけども、できたら要望をしてまいりたいというふうなところであり、場所的には、紀の川市内でありますので、これは紀の川市のほうでっていうことになりますので、財政上難しいとは思いますが、そういう要望はしていきたいなというふうに認識を持っているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ごみ焼却場については、議会も全員協議会の場でその線の話があったかというふうに思います。その前に言いましたように、山田ダムからもう少

し橋の下りた辺りですね、あそこをさらに野田原寄りに寄った後、第2工業団地のほうへという線があって、それが消えたということで、区長さんが当時の寺本町長に陳情すると、その話を紀の川市へつないでくれということで陳情があって、私も同席させてもらったんですけども、そういうことがありました。

今言われるゴルフ場、それから養鶏場のそばを通っていく道路というのはかなり狭いものであって、そこのところの話は当時から出てなかったというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。今ある話はゴルフ場のほうを通るからという話ですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほど申し上げたように、紀の海のごみ処理場を建設していく中で、ごみの集じん車の搬入道路をどうするかという大きな課題の中での一つの案として、私が申し上げた紀の国ゴルフ場と上平養鶏場の間のところを北進して行ってってという案があったということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） このことについて、先ほど課長さんのほうから、紀の川市のほうへ働きかけがされていくというふうなことでありますけれども、そういうことでのこれからの運動というようなことについてはどうなっていますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われたようにその働きかけ、町としてもあの道ができれば大変、大変有用な道であるとは思いますが。要望していくことは大変大事なことであります。

ただ、以前、紀の川市長に要望書を提出したときには前市長でございましたので、今の新しい市長はきっとそれを認識はしてないかなと思いますので、まずはそういった過去からの経緯も含めて、できたらお願いしたいよってという辺りは、そこから始めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何にしても紀美野町は非常に東西に長い町になっています。そういうふうな状況の中で、今答弁の中で言われた県道の紀の川へ現在ある道路、これ

は野上町時代にもかなりそれを具体的に進められておりましたけれども、東部のほうでもこういうふうに野上町と協力して、またさらに桃山町も入れた3町で運動やっておったのが止まってしまったと。ここのところをもう一回動き出すということについてですね、進めていくということについて、今の答弁で進めていくということによろしいですかね。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 当時合併前でございましたので、旧の桃山町、美里町、野上町という時代の話と、今現在は紀の川市と紀美野町ということになりますので、どういう形で進めていくかは別として、まずは現在の紀の川市長に対しても、そのお話を申し上げて、その有用性というものを説明していく必要があるんじゃないかと思います。ですからそれについては、また私のほうから紀の川市長のほうへもお話を持っていきたいなど、このように思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今日はこういうことでよろしく願いたいと思います。

それで、次に移りたいと思います。外部委託についてでございます。

答弁では、2020年から2年間の様子を見てみると、シダックスについて経営が悪化しているというふうなことが見られなかったと。そういうふうな中で結んだということであります。今、シダックスという子会社が経営してるんですけれども、気になるんですが、この間聞いてみましたら、高野町のシダックスが学童保育とそれから給食について委託されたと、そういうふうなことになっているようですね。この紀美野町の学童保育の先生が高野へ来てくれということで応援に行ったようなんですけれども、紀美野町として会計年度の職員さんたちがシダックスの職員だったと。そしてその人たちの待遇を落とさないでくれということで、町がさらに1,000万のお金をシダックスに渡しているわけですね。そういう中で、我々はシダックスが紀美野町の委託という形でもって紀美野町を応援してくれるんだと、こういうふうに思っておったのが、要するにシダックスの会社の職員になって、シダックスの経営方針の基に40人余りの方々が働かなければならんということになってるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の御質問にお答えします。

美濃議員言われたように高野町の給食、学童業務についてシダックスのほうは受託さ

れているようです。ですが、もともと紀美野町の学童はレベルを落とさずというか、ローテーションもあって自然と休む日もあります。その休む日に働きたいという要望の方もいらっしゃると思いますので、その方が働き口としてほかの市町村へも行かれるということで、その人にとっては所得が増えるという、そういうふうな状況にはなっておると聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その認識であるんですか。でも私はそういうふうに聞いていないんですけれども、要はですね、このシダックスが事業を展開する上で人手が足りないってことは、どこのこういうふうな会社もそのような状態であると思います。そういうことから、シダックスとして考えるならば、私の想像もありますが、例えば白浜町でもシダックスがやってますよね。あちらでは給食やその他、もういろんなものをシダックスがやっているようなんですけれども、極端に言うならば、白浜のほうの人手が足りん場合にうちからでもどこからでも、シダックスの会社の職員であるならば行かなきゃならんと、こういうことになるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） あくまで行くか行かないかはそれぞれ本人に確認した上で対応しているということで聞いております。今の事情も逆も言えまして、町内に人が足りないときには他市町村からの応援もするということで、そういうふうな意味で業者委託をやってる利点も発生するとは思っております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） だったら1,000万円を現在働いている方々に追加して払って確保していくと、そういうことのほうが具体的ではないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） これ包括委託導入から何回も言わせていただいておりますが、なかなか業種によってこちらが募集しても人手を確保することができないということで、今回業者の力をお借りしてマンパワーの確保を行っているということでございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それはどことも人手不足中という問題はあるわけですね。聞いた話では、紀美野においてはそういうふうな問題はなかったと。そういうふうに

聞いてるんですけれども、それで、待遇改善を考えていくなれば、あえてよその会社に頼まなければならんということにならんのではないですか。あくまでも紀美野町の職員として働いてもらうということについてはできるはずでございますけれども、それについては、何かそういう会社というのは納得いきませんが、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 今まで申し上げさせていただきましたが、なかなか募集で人手も集まらずに、こちらの職員が直接学童の支援に回ったりということも度々ありました。そういうふうな状況もありますし、今回学童保育であれば民間の力を使った特色ある学童保育を実施していただけるということでお願いしていることもあります。例えば学童保育であれば、ハグノートというシステムを使って情報の伝達をしたり、出席、欠席の連絡もできるような形にはなっております。また、今年度、夏休みからは土曜保育の実施にもつなげているということで、民間の力を十分に今お借りして發揮しているというような状況にはなっていると思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 土曜保育が始まると、それはそれで要望あるならば大いに結構だと思うんですけれども、人がない、人がないということなんですけれども、これ何でしょう、人がないのはどこでもですよ。さっきの広島のホーユーのように、それがために事業が展開できなくなってきたと。これはどこでも起こっている問題であるし、であるならば、待遇改善をしていくことが一番その対策ではないんですか。だからシダックスに1,000万渡して確保してもらって、そうやって他の自治体の仕事もするようなことよりも、紀美野町の職員として紀美野町のサービスの提供のために、町民の皆さん方への提供とする意味で、そういう人の確保ということは、実際お金使ってるんですから、そういうふうな方向に転換できませんか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先ほどの答弁と何回も重なりますが、今回民間委託することによって学童の特色も出てきていると思っております。それも必要なことですし、一番は安定的にマンパワーを確保するというところで、今までずっと募集はかけておりましたがなかなか欠員が続くという状況です。それがちょっと安定的な事業運営にはもうつながらないということで、どうしても企業さんの力をお借りして、今回委託することに

よって安定的に事業運営ができていますと、そういうふうな形で認識しております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） マンパワー、その辺はシダックスが十分に安定的にやれるというふうなことになるんですか。どこともこういうふうな業種の仕事は人手不足で困ってるというふうに聞きます。せっかくの紀美野町の1,000万という大事なお金を使うならば働く人にもらってもらい、そして、それで別にうちの町内だけでもなく、海南から働きに来てくれる人があるならばそれで働いてもらおうと、そういうふうな方向に進めてこそではないですか。いかがですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 私就任してもう6年目になりますが、その間いろいろな募集の仕方を工夫しながら人の確保に当たってまいりました。ですが、なかなか少子高齢化もあって人口減少が続いているということで、特に人集めっていうのは非常に苦慮していたところです。企業さんとしても受託実績が多くなれば横のつながりも出てきますので、それぞれ人がお互いに出入りしながら、安定的にマンパワーを確保しながら事業の継続ができるということで、今回委託事業を選んでいるという状況でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 待遇改善ということについてはやられたんですか。先ほどシダックスに1,000万出すというふうなことをやってるんですから、それを待遇改善のほうに回すということについてはいかがですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） シダックスへ委託するときにこちらの報酬体系も説明した上で、シダックスさんのほうが新しい報酬の単価を設定して支給はしていただいています。人によりますけども、現状維持以上の待遇はあると考えております。

（発言する者あり）

○教育次長（曲里充司） シダックス独自の報酬の単価を設定しておりますので、基準がうちの報酬単価にはなりますが、シダックス独自で報酬を支払っていただいているという人も中にはいらっしゃいます。

（発言する者あり）

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 2時37分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時38分)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 結局、委託料がシダックスに入り、それにプラス1,000万のお金がシダックスに入っている中で、今次長さん言われたそういう上乗せができると、そういうことになってるわけですね。それであるならば、その1,000万を活用すればさらに上乗せができるという、そういうことになるんじゃないですか。具体的にシダックスになって、特別にたくさんの人がうちの町に仕事で来てくれてるというようなことにはなってないんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） シダックスになっても現状維持はできているということにはなるかと思います。もちろん、例えばバスの運転で欠員が出ても、シダックスの会社のほうから応援はいただいているという形で現在も運営はできていると考えております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） では、具体的には先ほどから聞いているように、1,000万というシダックスへ行っているお金を委託じゃなくて、町の会計年度任用職員なりなんなりの方にアップして募集をしていくということについては、やったこともないし、今も考えてないと、そういうようなことになるわけですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） ちょっと質問の趣旨が分かりにくいところもあるんですけども、今後、今年度を含めて3年間は引き続き業務の委託を続けるということで現在は考えさせていただいております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは3年後ですか、現在の契約が終わった段階で、次の段階として、そういうふうに直営で言ったら何ですか、町の職員として迎えて業務やってもらいと、そういうようなことも検討に入るわけですね。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 選択肢は多分いろいろあると思われます。美濃議員おっしゃられていることも一つの選択肢ですし、また外部委託を続けるというのも選択肢でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 非常に何ていうんですか、納得しにくい部分で、非常に分かりにくいんですけれども、しかしですね、やっぱり人手不足っていうのはもうどこでもあることで、シダックスも今度本当にいつまでも人が集められるかということについても、非常に難しい問題があるというふうに思います。であるならば、やはり一番の問題解決策としても考えられるのが待遇の改善ですよ。町の会計年度職員さん、元の形で、待遇を改善した形で働いてもらおうと、そういうことが一番必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 議員御提案の待遇の改善ですが、マンパワーを確保するための一つの要素とはなりますが、待遇改善でまた来ていただけるかどうかというのは、ちょっと何とも申し上げにくいところではあると考えております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ぜひともそっちのほうにやっていただきたいと思うんですけれども、3年先ですか、ぜひその方向でやっていただくということも検討していただけるようなので、とりあえず今日はこれで置いて、次に学校給食について聞きたいと思います。

先ほどからの答弁もありましたけれどもセンター方式と、そういう方向で考えられているようであります。基本的に、今は2校は炊いてるという状況であるかというふうに思うんですが、これはもう各学校、現在は小学校あと1校、小川小学校だけなんですよ。各学校で炊いていくということについて、センター方式よりも自校方式がいいという、そういうふうなことについては今までもそうであったというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうなんですか。自校方式について。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 過疎計画のときにも議員触れられていると思うんですが、平成28年の過疎計画からでも既に共同調理場の検討ということでその内容をうたっております。どうしても今後の児童生徒数の推移を考え、それが先ほども話が出てき

ているマンパワーが不足するというこも考え、どうしても安定的に給食調理場を運営するということで、今後1調理場が適切ではないかということで、今回同調理場を整備するということで進めさせていただいております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 人手がないって状況が、教育委員会におられる方々はその辺の実情というのは一番感じられてるんか知りませんが、我々から見た場合、かなりたくさんの方々の会計年度任用職員の方々が働いておられると。その方々の条件っていうのは何でしょう、最低賃金今929円ですか。それに近い状態で働いてるんじゃないですか。その金額は幾らですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時46分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時49分）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） すみません。お待たせしました。現在のところ、給食調理員で調理師の免許を持たない方の単価が1,085円から1,121円になります。同じく今度資格を持っている、調理師免許を持たれてる方で1,203円から1,232円の間の単価にはなります。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことで、やはりこの金額であったならば、月にして、大体8,000円ぐらいになるんですか、1日。すると、8,000円行きますかね。大体月にして幾らぐらい。普通それで生活をしていくということについて十分であるかどうか、そここのところの見極めはどんなもんですか。30日働きませんからね。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 一番低い方で、大体1日7時間半勤務で、月20日ぐらいで大体16万ぐらいの金額にはなります。金額もそれぞれ御家庭の事情によってちょっと感じ方も変わりますが16万少しぐらいの金額にはなると思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 16万で生活をするということになってくると大変厳しいものがあるかというふうに思います。やはりこのところの改善をどうするんかってことが一番の問題であって、それが人が集まらんからという形で町の運営の方法に持っていくとそこに矛盾が出てくるんじゃないでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 今、美濃議員のおっしゃる待遇改善っていうね、これはどの職種でも言えることであるかなというふうに思います。特に給食の場合は、今先ほど自校方式とか親子方式とかって言われてますけども、今、実際は町内5校の学校を2校で作って運んでいると、配送しているという。近隣の学校のものを作って運ぶという親子方式と言われるんですけども、その方式でやっています。給食調理棟も非常に古くなってきてね、調理員の働く環境とかそういうのをやっぱり改善していかないと、事故やけがも起こる可能性もあるし、衛生面でももっと新しい設備を導入してやっていきたいと、そういうことから2校で作ってるのを一つのところにまとめて給食調理棟をね、共同調理っていう形になるんですけどもやっていこう。働いている方々については、今2か所で働いてくれてるんですけども、その方々1か所に寄っていただいて、結局1か所で作って配送していくと。今の2校で作って配送するのが1校で作って配送すると、1校というか一つの調理場で作って配送するという形になっていきます。それで、働く人のこともありますし、賃金の話もありますけども、働く環境のこと、それから子どもたちによりおいしい安全な給食を届けること、そういう事もいろいろなことを考えながら調理場を建設していくということに今方向でなっているわけです。

調理員の方々については、なかなか募集しても集まらないということもありますが、今度一つのところで、そういったよりよい環境で働けるとなったら、また応募してくれる方も増えるんじゃないかなというふうに期待しているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今答弁いただいたんですけども、そういうことで言われるようにですね、子どもたちの安全とかいろんな点も考えておられるということでございます。しかし、今建て替える部分については、野上小学校の施設がもう古くなったから建て替えなきゃならんと。そういうことで、野中のプールを壊してその後に建てると

いうふうな計画のようでありますけれども、現在もう一つ下神野小学校における給食ですね。何年かたったら古くなるというふうなことで以前から説明を受けてるんですけれども、しかし、できる限り自校方式というふうに言われる各学校で炊いていくということが望ましいんじゃないかというふうに思うんです。小学校3校ありますから、本来ならば3校でそれぞれ炊くということが私は望ましいというふうに思いますけれども、ただ単に人が少ないからということでは私は言い切れないというふうに思うんです。そういうふうなことでの考えは、計画の中で入れてもらえるかどうか、その辺についてどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 野上小学校の給食棟は確かに古いし、下神野小学校ももうかなり古くなってきてます。下神野小学校だけでも残してやればいいんじゃないかという御意見かと思うんですけども、今度新しく共同調理場を造るためには、やっぱり最新の設備とか、あるいは働く人が働きやすい環境をいかに整えるかというふうなことに視点を置いてやっています。下神野小学校の給食調理場で働いてる方々もそのような環境の中で働いていただきたいということもあります。ある程度の人数があれば、もっと効果的にいろんな食材を調理したりとかいうこともできます。そういった観点で、下神野小学校の給食調理場と、それから野上小学校の給食調理場をもう一つにまとめて、最新の設備でもって給食を調理していくと、そういう方向に今考えているところです。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろとお考えであることが分かりました。やはりこういうことについても、やはり子どもたち、あるいは保護者の皆さん方の御意見を聞くということについては、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の御質問にお答えします

今年、教育懇談会という文化センターのほうで開催をさせていただきました。その席上、この給食の話にも触れさせていただいて、共同調理場を今回整備して下神野小学校、野上小学校のそれぞれ調理場を閉鎖して1調理場にしますということで説明をさせていただきました。ですが、その部分についての異論というか反論というかそういうようなものは何もいただくことはありませんでした。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 異論がなかったということでございますけれども、その辺はそれでよろしいんですか。そういうふうな聞くべき、そういうふうな会であったのかどうか。そこのところを、求めるということについてもう一度やっていくことが必要ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 今次長のほうからお話させてもらったように、その話もさせていただきます。というのは、給食共同調理場を造るんやてっていうことでね、非常にどうなるんやと、業者に委託するんじゃないかと、そういうふうな不安がどうもあるようだったので、その場でこのお話をさせていただきました。今作っていただいている給食調理員の方々にそのまま、また新しい最新の設備のところで作っていただくんですというお話をさせていただきましたら、皆さん異論はなく、納得していただけたと思っています。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、最初の答弁でもございましたけれども、学校給食については、調理については直営でやると、そういうことでよろしいんですね。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） そういう方針でやっています。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは次に移りたいと思います。

食料自給率の向上に向けての取組ですね。これについては、この紀美野町というのは、山間地でございまして、非常に穀物を作る上では厳しいところであります。しかし、今大変な状況になってきていることは確かで、どんどんとよそから食料が買えるというような状況が続かんわけですね。中国とアメリカが輸入国になったんですよ、食料の。しかも、一番中心になる大豆が日本は300万トンの買い付けやってるそうなんです、中国は1億トンで、中国がもう少し増やせば、日本が買い付ける300万トンなんて消えてしまうというような、そんな状況になっています。

さらに、今アメリカは今後、トウモロコシとか大豆とか、この穀物をバイオ発電の方向に使っていくということで、2050年ですか、そういうような方向に向けているということで、ますます食料が減っていくと、そういうような問題があります。

さきにも言いましたが、2011年からこっち日本も赤字国になってると、貿易赤字の国になっていることから、今までどんどんと高くても何でも買えたのが、買う金ももうなくなってきてるような状況になってきています。

さらに日本の国の進める方向は輸出っていうんですね。この状況の中で。アメリカなんか欲しがってる日本のおいしい米を輸出するんだと。そういうふうなことで今進めようとしています。日本が国民が食べる物は輸入農産物を食べて、日本で作ったおいしいものはアメリカへ売ると、これがこれからの農業の戦略だというんですけれども、これも大変なことだと思います。そういうふうな点から今方向転換をしなければ、恐らく近い将来大変になってくる。

先ほど言いましたように、日本の農家、米農家は時間給にすれば10円なんです。よ。こんだけ安いもので米を作ってる、そういう農家が減っていくのは当然だというふうに思います。

そんなことから食料の自給を目指して、もうこれほんまに先大変な状況の中で、国のほうに向けても方向転換を進めていくための働きかけというのは当然必要になってくるかと思っています。

それと同時に、この紀美野町にとって大変条件が悪いんですけれども、その中でもせめてある程度食べていける、その方策をとらなければならんかというふうに思いますが、その辺について再度聞きたいと思います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

それぞれの耕作されている品目っていうのは、米であったり大豆であったり麦であったり様々なものが作られている中で、米につきましては実際100%達成しているかと思っています。日本国の備蓄米も大体100万トン確保されていると思っております。もともと米については、昔は日本人の1人当たりの年間の消費量というのは1962年がピークでございまして、その当時は118キロ、1人、1年間の消費が。それが、今の現在の日本の消費量というのは1人51キロまで落ちております。そういったことから、実際米の生産につきましては、ピーク1967年には1,445万トン生産ございましたが、今現在での主食の米の生産量は675万トンというところまで落ちております。実際に米から小麦等への転換が行われているというのが今の現状であります。実際に米等については、うちの町内では耕作面積というのは非常に狭いかと思います。ただ皆さん

農家の方々もやっぱり生活していかなあかんということで、米よりも価格の高い果樹が多く作られているというふうになっているかと思ってございます。

そういったことから、穀物に変換した場合、その方々の所得というのは非常に落ちることになるかと思うんですが、その辺について、田んぼから小麦や麦への転作ってというのは、それについては国から補助金というのがあるんですが、今現在について、その辺については町内の農家を守るためにも、今ある果樹栽培されてる方は果樹をこのまま継続して作っていただくというのが普通ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そのやり方を変えようという、柿作ってる者に米作れと、それはそれぞれのやり方があるというふうに思います。でも、紀美野町の田んぼなんていっぱい空いてますよ。それをどのように使ってもらってことで今考えなければ遅くなってしまうと。

ちなみに、先ほど言いましたように、米農家の時給は1時間10円と、そこが下がってきてるわけですね。また、米の値段ですね。今大体1万ちょっとですね、1俵60キロが、日本のものは。ところがアメリカからそれでも買わされてるんですよ。それが1俵2万余りという、そういうとんでもない値段になっています。国の施策を変えればですね、今まだ米を作ることによるお金というのが、農家へ入るお金が増やせることなんですよね。今新自由主義っていいですね。岸田さんも首相になったときは新自由主義が駄目だから、新しい資本主義を目指すんだと、新しい資本主義というものを定義すると言いましたが、結局、新自由主義ですけれども、競争、競争で行けばそんなんになってしまうんですよ。だから、安定的に供給するための値段を作る、そういうふうな方向を変えるための施策を国に求めなければならぬのではないですか。その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） まず、米につきましては確かに100%です。カロリーベースで行きますと。国が目指しているのは、今不足しているもので行きますと、実際に不足しているカロリーベースが低くしている原因っていうのは小麦です。小麦は約20%以下、それから大豆も20%程度、それから果実が40%ぐらいといったように、米は100であるんですが、その他のカロリーが高い穀物類の分につきましてはやはり日本が低い。だから日本にとりましては、農地の田よりも畑への転換ということで進め

ている。それが国が今うたっている、うたっているといえますか、いろいろ定めた要項でしたかね、大綱でしたか、そういったことの中でうたってございまして、その方向というのはちょっと見守っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 課長さんは、今日本の米は100%足ってるんだと。その前提に立ってるのが小麦とかそういうもんだということでございますけど、その小麦日本で作ってますか。作ってないでしょう。今、先ほど課長も言われたように、ウクライナとロシアの戦争で物が入ってこなくなる、減ってきてるわけですよね。さらに円安のことで値段が高くなってくる。もう一つはアメリカと中国が輸入国になってきてると。そういうことで、国際的な穀物の供給っていうんですか、そういうものが日本としては非常に厳しい状況になってきているということを見とかなあかんのではないですか。

さらに、今、時給10円なんてとんでもない話ですよ。だから今、紀美野町の農家の方々と話しても、今使ってるコンバインなりトラクターなりが壊れたらもうやめるんやと、そういうふうなことを言われてる方が結構多いんですけれども、紀美野町っていう、課長言われるように、穀物の生産の少ない町でもそんなんですけれども、大変な状況になっています。恐らくそれが日本の縮図であって、よそでもそのような状況にあると。ですから、今この段階で方向を変えなきゃかならんと。こういうふうに要望してもらいたいと思うんですが。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 先ほどお話をさせていただいた小麦については輸入が多い、大豆も多いということは現実でございます。ということで、国は米からそちらのほうへ転換する、それから米は今度米粉の再利用をするという方向で米の消費を増やすこと、それから、米から小麦、大豆への転換を進めるということで、国のほう自体が輸入より国内で作れるものは国内で作るという方向を示されてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） パイは同じなんです。だから、米から小麦に変えた、大豆に変えた。それでもその量は変わらないですよ。しかも外国から入ってきてるからいけてるんが、その外国から入ってこんようだったら当然食料難になるのはもう目に見

えてるでしょう。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 基本的にちょっと国レベルの話でございます。実際に米というのは、生産調整をされてることは多分御存じかと思います。米自体が過剰というか多いので、その分について消費の多い小麦のほうへ回すということ。それから、大豆のほうへ回すという形になっております。米のパイは減少させて、利用の多い小麦に回すとか、そういった総合的な考えたことを国は考えておられるんだと思います。

ただ、それで先ほど言われました荒廃農地とかそういった問題があります。農業っていうのは、これからまだまだ農家、農業の方の人数が減っていくと言われておりまして、町の施策の中でも、やはり農家の確保というのは非常に重要な問題となっております。そういったことから、農業経営に係る支援事業であったり、担い手育成事業であったりそういったことで農家の確保っていうのは進めておるところではございます。ただ、なかなか農家になり得る担い手というのが非常に少ないというのが今の現状でございますので、ここらに関しましては、今後も町はその担い手確保のために努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 担い手を増やしていくというのは大いに結構ですし、やってもらいたいと思いますけど、1時間10円で働く仕事につけていって、はい、やりますっていう人はどんだけありますか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 1時間数十円とか、幾らかかっているかっているのはちょっと私は確認はできておりません。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 勉強家の吉見課長がそう言われるとちょっとつらいんですが、何にしてもそうなるんですよ。

町長にお聞きしますけれども、これからの紀美野町の町民の方々を飢えさせてはならないというのは、私たち一番まず考えなきゃなんのではありませんか。国のほうも、今軍需産業のほうにかなり力入れてますけれども、そういうことよりも食べることのほうに政策を、かじを切っていくと。そういうために町としても要望していくことが必要では

ないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほどから議員と産業課長のやり取りも聞かせていただいております、国レベルの大きな話っていうのは、もちろんそれは大事であります、当町として何に一生懸命力を入れていくかっていうことの中で、今申したように耕作放棄地がどんどん増えていきつつある中で、それを何とか守っていくということの大切さがあります。若くて紀美野で農業をしたいという方もいらっしゃいますし、この前の農林商工まつりでも本当に若い農家の方々が立派な作品も出していただけてるってこともありました。そういった方々をしっかりと応援して行って、紀美野の農業を守っていくということが大変大事であるということと、お米であるとか野菜であるとかっていうこともありますが、この前の柿の市のときにもありましたが、柿をたくさん作ってたんですが、もうよう作らなくなった、それを若い人が受け継いでやっていくというようなこともあります。ですから、この紀美野の基幹産業である第一次産業の特に農業をどんだけ守っていくかっていうのは、これは我々の一番大きな頑張らんとあかんところだと思っておりますので、その点について皆さんからいろんな御意見とかをいただけたら大変うれしいなと。我々は移住に力を入れるというのは、紀美野へ来て農業をしたい、そして農業を守っていただける。そしてまたその方々が紀美野の町民となっていていただくことを強く強く念頭に入れていろんなことを進めておりますので、どうぞお力を貸していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私はそれを決してやめよとか、そんなことを申してません。大いにやっていただきたいと思うんです。でもそれについては限界があると、紀美野町というのは、耕作面積っていうのは非常に少ない。7割が山ですからね。そういうふうな状況の中で水田を守る、また働く人をどのように増やしてもらうかと、そういうことは大いにやってもらわなきゃならんと思いますけれども、基本的なところの施策、国がしっかりせんかったら、今29%って課長さん言いましたかね。県と紀美野町の自給率が。国でも、現在38%というんですよね。圧倒的な水田等を持っている町外、県外の方々にどんだけやってもらうんかと、そのために、今1時間10円で働くような農家っていうふうなのでは、これはやってもらえないんじゃないですか。その点考えて、日本

の施策を変えていくということについて、国に向けて要望していくことが今一番、翻って町民の生命を守るっていうんですか、そこにつながっていくのではないですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われることももちろん大切であろうと思います。国全体としていうことは大切だろうと思います。しかし私たちは、私たちの足元をもっともっとしっかりと頑張っていかなとあかんというような思いを強くしておりまして、それを進めていくためにどうするんかっていうことを一生懸命考えていきたいと思っています。

紀美野の施策の大きな柱の一つであります移住定住施策においても、ですから紀美野で農業をしたいという人、またいろんな紀美野の自然で子育てをしたい、いろんな人がいらっしやいますけども、その中でも特に紀美野の農業を続けていきたいという辺りの人を我々としてはもっともっと来ていただくということでもって紀美野の農業を守っていくという、それは私たちの足元であるというふうに強く思っております。

議員が言われるように国に働きかけていくっていうのは、決してこれは私は否定しているわけではありません。しかしながら、私たちが一生懸命な頑張らんとあかんのは、国任せにするんじゃなくて、紀美野の、我々の足元の農業をいかにして守っていくかっていうことだと思っておりますので、これについて皆さんにもいろいろお力を貸していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何度も申しているんですけども、紀美野町の中で農家を増やしたり、あるいはできるだけ遊休農地を活用していくということについては大いにやってもらいたい。それはもう否定するもんでも何でもない、それだけでは足らんですよ。今、一生懸命やっても28から29%の自給率しか現在うちの町ではないと。それを100%やっていく。しかもさらに問題なのは、外国から入ってきてる小麦とか大豆とか、そんなものが入ってこなくなる可能性が高くなってきている状況の中で、これはほかの圧倒的な農地を持っている他県の農家を働いてもらう、その遊休農地を、広いところをどんなやってもらうかというふうに考えたら、国の施策を変えていくよりないんじゃないですか。そういう要望をしていかずに紀美野町の町民の命を守れないと、そういうことになるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際国のほうは、そこのほうは危機ということでございましたので、令和４年１２月に食料安全保障強化政策大綱が策定され、その中での１番メインと申しますのは、農産物や生産資材の過度な輸入依存から脱却することを目的として、農林水産省が様々な事業を展開している状況でございます。そういったことから、まず国の施策がどういうふうな進むのかとか、そこをまず見極めていくということがまず大切かなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） それはね、国のやり方っていうのは、もう今までも自給率４５％を目指しますってもうずっとずっと言ってきたんですよ。ところが一個もそれが変わらない。そこのところの問題があるんですよ。ですから、課長言われるように、そういうふうなことを言ってもですね、今のですね、さっきから言っているように、時間１０円で働けなんて、そんなふうな施策ではこれはあかんのじゃないですか。フランスでも新たな法律ができて、農家に働きやすいような、そういう方向になってきています。もう他の国々はいろんな形で農家を応援する、そういう施策を取ったりしてきています。そういうふうにしなければ、今の日本の農業というのが、農家が増えてこそ生産量も増えていくんですね。そういう点で、国の施策を変えるための声を上げていくということについても一度聞きたいと思います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） ちょっと先に答えさせていただきます。

国がそういった施策を展開しておりますが、ただ時間当たり１０円っていうのはちょっと私分らないところでございます。そういった国が輸入から頼っている部分から自国生産ということの方向の中で様々な事業、それぞれ米、麦、大豆にとって、それぞれでこういった事業を行いますということが、もう多分御覧になっているかと思います。国のほうで発表されている部分でございますが、そういった中で新しい品種改良であったり、直接支払交付金の制度であったり、そういった事業が多く示されておりますので、その辺はまずどういうふうに動いていくかっていうのを見ていくべきであるかと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われている国への働きかけがということについて、これはしっかりと考えたいなというふうに思います。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（美野勝男） 以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時24分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

○議長（美野勝男） 続いて、5番、上柏皖亮議員。

（5番 上柏皖亮 登壇）

○5番（上柏皖亮） それでは私から2問質問させていただきます。

まず1点目は、鳥獣害対策についてであります。

最近の鹿、カモシカの繁殖は異常で、特に鹿の増加がひどく、生態系が崩れる状態になりつつあり、町の主要産業である柿、ミカン、サンショウの新芽を食い荒らし、水稻に至っては、最も成長期にメッシュ柵を飛び越えて入り、新葉を食い荒らし、一夜にして駄目にしてしまい、農家の方たちが困り果てています。

もっとも、この現象は紀美野町だけではなく全国的で、環境省、農林水産省も、平成23年度に比べて半減させるとした目標を5年延長して捕獲を強化するとのこと。

私たち猟友会も少しでも減らそうと努力していますが、罠にもかかりにくくおりにも入りにくい。その上、銃所持者の高齢化と会員の減少でなかなか思うように行っていないのが現状でございます。

そこで、他府県でドローンを使った追い払い猟で大変効果を上げていると聞いております。紀美野町でも一度ドローンを使った追い払い猟を実践してみてはどうかお伺いいたします。

また、ドローンを使って災害時の交通遮断時の現場確認や行方不明者の捜索にも協力できるのではないかと思います。町の見解をお聞きしたい。

2点目は、町道の維持管理についてであります。

美里町も高齢化が進み、高齢化率50%近くになる中、町道の雑草の茂み、樹木の垂れ下がり、側溝の詰まり等が各所に見受けられます。自分たちが利用する町道の維持管理は自分たちで行うということは十分理解しているところではありますが、高齢化と人口減少で不可能な集落が増加しつつある中で、これらの道路維持管理を町の作業員4名体制で対応していただいているところです。しかしながら、先般の6月の豪雨で、いまだ手つかず路線が多々あります。

そこで、この体制をさらに充実し、住民の要望に対応していただけないものか、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

(5番 上柏皖亮 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、上柏皖亮議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、上柏議員の一つ目の前段の鳥獣害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

紀美野町の鹿の被害範囲は拡大してございまして、猟友会の皆さんの御努力により年間300頭を駆除していただいております。しかし、鹿の自然界における増殖率は1.3倍と高いことや、近隣市町から餌を求めて移動してくることから、生息数は減少していないものと思われます。当町では、そのため農地を守るため、メッシュ柵や電気柵の導入、捕獲おりの購入に対して補助金を交付してございます。

また、令和4年度より補助額を拡充するなど支援に努めてまいりました。

しかし、根本的には鹿の生息数を減らす必要があります。そのためには捕獲数を増やさなければなりません、議員がおっしゃいますように狩猟者の高齢化が進んでございます。そのため、狩猟免許取得者を増やす必要があります、わなの免許取得者を増やす施策として今年度より成獣の鹿の捕獲に対する補助金を7,000円から1万円にしております。

また、近年、全国的に狩猟者が減少しているため、獣害対策でのICTの活用が進められ、全国ではドローンを活用した獣害対策や狩猟が行われているようでございます。

例えば、石川県では熊が出没した際、ドローンによる周辺調査を行い、爆竹で山に追い返すなど効果があったようでございます。また、猟犬の代わりにドローンから犬の鳴き声を発し、イノシシや鹿を追い込み、駆除した事例も出てございます。

さて、紀美野町には、ドローン関連で新規創業をされた方がございます。今後、どのように獣害駆除に活用できるか、先進地の事例を参考に、獣害駆除や熊の調査や追い込みなどに活用できるよう研究してまいりたいと考えてございますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、鳥獣害対策についての御質問の答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、上柏議員の一つ目の御質問の後段の部分、ドローンを使って行方不明者の捜索にも協力できるのではないかということに関して御答弁申し上げます。

消防本部ではドローン1基を有しておりまして、町が開催するドローン操作講習会受講者5名の職員を中心に操作訓練を実施し、操作可能な職員の育成に努めているところでございます。

現在のところ、訓練以外では主に火災調査時に火災現場を上空から撮影し、延焼状況や延焼経路を確認するために活用していますが、議員御指摘のとおり行方不明者の捜索時等においても有効活用できる場面があると心得ておりまして、国土交通省が定めるドローンの飛行ルールを遵守し、安全を重視しながら対応していきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長（米田和弘） 私からは、上柏議員御質問の2番目の町道等の維持管理についてお答えさせていただきます。

議員御質問の町道の維持管理につきましては、地域住民の皆様方の御協力、また区長

様を通じて地区要望をいただき、順次対応させていただいております。

しかし、今年6月の豪雨災害による影響もいまだに残っており、今後さらに地域の高齢化の加速や人口減少に伴い、地域集落の維持管理能力が低下し、様々な共同生活機能が維持できなくなっていくことが考えられます。

現在、町道等の維持管理においては、職員や外部委託のほか、令和2年度より会計年度職員の土木作業員の増員をし、現在4名体制で道路の維持管理を行っております。

今後は地域の高齢化等の状況や社会情勢の変化も見据えながら、限られた財政状況の中で、職員や土木作業員のさらなる体制強化、また外部委託方法と道路の維持管理体制を随時検証し、引き続き安全に通行できるよう、適切な道路の維持管理を強化し、進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、維持管理の範囲は広く、安全で快適な道路管理を行うためには、可能な範囲で地域住民の皆さんの御理解、御協力を賜ることが必要であると考えてございますので御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、町道等の維持管理についての答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） まず1点目の鳥獣害対策についてでございますが、大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。いつも鳥獣害対策には前向きに取り組んでいただいております。

先ほど課長さんから年間300頭という捕獲をしているということでございますけれども、イノシシの多いときでは年間1,000頭余り、1,200頭ぐらい捕獲していたと記憶してございますが、現在は豚熱等でイノシシが激減し、その代わりに鹿が異常繁殖して生態系が崩れてくる状態の中であって、年間300頭しか捕獲できないということは、いかにおり、わなにかかりにくいということだと思います。このままだと将来農産物は何も作れないときが来るのではないかと心配しております。

私の提案させてもらっているドローンの追い払い猟にも決して根本的な解決策にはならないと思いますが、農家の方々の少しでも被害を減らすためにも、行政と猟友会と一体になって取り組んでいかなければならないと思いますが、その辺産業課長の御意見を

ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） それでは、上柏議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際にドローンを使用することで、提案いただいた部分で、今後熊が出て町はなかなか山の中に入って熊を追わせるということは非常に難しいことがございます。また猿も同じく。そういったことから、今後そういったドローンを活用して熊を追う、どこにいてるかを確認する、それから町なかに現れた猿をドローンで追わせるとか、そういった活用ができるという事例がございまして、そういったことについて、まずこういった活用をさせていただければと思います。

そういった中で当然猟友会のお力が最も必要になってくることでございまして、動物の行き先であったり、それからどの辺に巣があるとか、そういったことも猟友会と力を合わせながら、またこのICT活用、ドローンであったり、ICTのわなであったり、そういったことを活用できるように今後研究してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） 大変ありがとうございます。有害駆除対策としてドローンを使うということで、一応サーマルカメラというカメラがございまして、それによるドローンによる有害鳥獣の位置や個体数の掌握ということで、またスピーカーをつけてドローンによる有害駆除の追い込みとか、民家の近い銃が使えないところでも活用でき、猿などにも効果があると聞いておりますので、これから猟友会も一生懸命協力をさせてもらって、少しでも被害の少ないように努めていただきたいと思いますので、この点はよろしくお願い申し上げます。

続きまして、消防長の御答弁でございますが、一応避難時の誘導とか、そういうことも、うちには2台のドローンを購入しておると聞いておりますが、それでスピーカーで案内して避難誘導とか、行方不明者のカメラの温度感知とか、スピーカーで呼びかけ、カメラにて状況確認と、そういうことも全国各地で行われているようですので、その辺ドローンを有効に使っていったらどうかと思うんですが、その辺の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 上柏議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ドローンの活用の幅というのはかなりあると思うんですが、何分にも活用するに際していろんな要件がございますので、全ての事案に対してというわけにはいかないと思うんですが、有効活用できる場面においては、できる限り有効に活用したいと、これは今までも同様の考えでおりますので、今後もそういった形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 5 番、上柏皖亮議員。

○5 番（上柏皖亮） 今後ますますドローンという活用の道が開けてくるといいますので、なお一層有効に使っていただきたいと思います。

これで一つの獣害対策とドローンについての質問は終わらせていただきます。

次に、町道の維持管理についてでございますが、先ほどの建設課長のお言葉のとおり大変高齢化が進み、雑草とかが増えてきている状態でございますが、今4名の作業員で対応していただいているところでございます。なかなか忙しいというか大変で、なかなかお願いしてもなかなか来てもらえんというときが多々あると思うんです。

建設課長にちょっとお伺いしたいので、今、6月2日の豪雨災害で大変各道路が陥没とか通行止めの箇所が多くなっております。それ一応、建設課長は全部確認して、掌握していただけたのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それでは、上柏議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

全部把握しておるのかっていうところの御質問であったかと思います。いかんせん町道だけでも419キロという距離がございます。おおむね、主だった大きな部分については把握しているつもりではございますけれども、小さい陥没については日々動いている部分でもありますので、そこにつきましては、確認でき次第、対応を順次させていただいている状況でございます。御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 5 番、上柏皖亮議員。

○5 番（上柏皖亮） 先だって、私、ある用で林道各行かせていただいたんですけ

ども、行くところ上下に全部通行止めの看板も何もかかってないということで、私は軽トラやったんで、まずそこまで行って、そしたら大変、谷で大きな土砂が来て、1キロほど後ろにバックして後退、そこでUターンして帰ったという経験もあるんですけども、これやっぱり入り口とか、出口に通行止めの看板をしていただかんことには、よそから来てもし入って、何か事故が起こった場合とか、大きなワゴン車なんかやったら瑕疵責任問われる可能性があると思うんですけど、通行止め看板や何かあったら作業員でもお願いしたらできると、それだけ建設課が忙しいということ、私は建設課を責めるつもりも何にもないんですけども、そういう寝る間も休日も返上して働いていただいているのよう分かってるので、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが、その辺課長どう思いますか。滝ノ川線だけじゃなしに多々あるわけです。その辺を課長、ちょっと答弁お願いします。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） お答えいたします。

林道であつたり町道であつたり、6月の災害では非常にたくさんの被害がございました。それで、まず町道、生活道に関して復旧作業を優先させて進めてきたところでございます。ただ、林道につきましてはなかなかうちのほうへ情報が来なかったっていう部分もあつたり、なかなか現地確認のほうを実際現地のほうでできなかったっていう部分もあつたりで、ちょっと後に回っておる部分につきましては、申し訳なく思っております。その部分については通行止め等道路管理の基本、道路規制等々はしっかりと我々確認した上で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） それで課長が職務怠慢というつもりは一つもございません。

看板ぐらいだったら作業員を採用していただいて、そこにやりに行けよとか、そういう指示は課長ができると思うんで、これは採用ということは、何ぼ課長が採用するということでもなかなか町長がね、頭振らんと困るんで、もう町長の意見をお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。作業員が2名増員して4名いらっしゃるということで、彼らの力大変大きなものが、毎日毎日道路を回ってくれて、状況も

確認して、あるいは重機も使えるということもあって、できることはしっかりと対応していただいて、できないところは建設業者に委託するっていうのは今の現状であります。今回6月2日の大きな被害を受けている中で、先ほど課長が申したように、林道であるとか山の中の道であるとか、なかなかそこまで手が回ってないところがあると。これは事実でありますので、彼らに頑張ってもらって、その状況把握であるとか対応をお願いしたいと思いますし、今後についても、やはり状況がよくなっていくことはきっとないと思います。もっともっと町内の町道、生活道路の維持管理が難しくなってくるのは、それは先ほどから言われているように、やはり高齢化であるとか人が少なくなってくる中で、その維持管理は今以上に難しくなっていくと考えておりますので、今後はさらにそれを充実してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 5番、上柏皖亮議員。

○5番（上柏皖亮） 大変町長から前向きな回答いただいたんで、できるだけ早く作業員のほう充実していただいて、建設課を助けていただいくようお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（美野勝男） 以上で、上柏皖亮議員の質問を終了いたします。

続いて、1番、徳田拓嗣議員。

（1番 徳田拓嗣 登壇）

○1番（徳田拓嗣） 私からは2点質問させていただきます。1点目は、小・中学生のタブレットで悩み相談のシステムを早急にと、2点目は、学校に通えないこどもたちの居場所づくりについて、その2点を質問させていただきます。

まず、1点目。9月の一般質問でも中学生の生徒を取り上げましたが、小学校の児童も加えて小・中学生を対象にさせていただきたいと思います。なぜならコロナ禍以降、小学生の児童も悩みを抱えている子たちが非常に多いのが現実だからです。

繰り返しますが、このシステムでは、まずこどもがタブレットで簡単タッチで、どのような悩みを誰に相談したいを選ぶ画面が出てきて、送信された内容に応じて町の教育課の担当者が各学校やスクールソーシャルワーカーなどと連携し、解決をサポートしていくシステムです。悩みを受けた教育委員会の教育職員の方が内容に応じて学校や先生

や社会福祉などに連携して早期に解決していくシステムです。このシステムについて町の意見をお聞きいたします。

続きまして、2点目の質問です。学校に通えない子どもたちの居場所づくりについて。

現在、小学生の中には学校に通えない方々がおられます。その大半の生徒は家にいることが現実です。少しでも表に出て親以外の人とコミュニケーションを取ったり、運動したりする場所として、たのしみ隊がここ最近発足しました。この発足に当たり、平日の昼間に活動することを認めてくださった教育長さんはじめ各担当の皆様にとのしみ隊のお母さん方から大変感謝していますとの言葉も預かっております。本当にすばらしい組織だと思います。このことについてお聞きします。このたのしみ隊を御存じでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます

曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 徳田議員の1問目の小・中学生のタブレットで悩み相談のシステムを早急についてお答えさせていただきます。

学校では、児童生徒の不安や悩みに対処するために、担任や養護教諭を中心として相談を受け付けています。さらに、身近な人には話しにくい場合には、県から派遣されたスクールカウンセラーや不登校支援員、町が配置した学校教育支援員がその役割を果たしています。また、年に3回、児童生徒の生活習慣やいじめに関するアンケートを実施し、直接言いにくい事柄や聞きしたことを担任に報告できる取組も行っております。

学校以外でも、県教育委員会が提供するLINE相談や法務局のSOSミニレター、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの電話相談やLINE相談など、様々な窓口が存在します。これらの情報は、学校を通じて児童生徒、保護者に広報されています。

徳田議員御提言のとおり、悩みの相談はもちろん中学生に限ったことではないと認識しており、タブレットを利用した相談のシステムについては、小学生も利用できるよう進めてまいります。

以上、小・中学生のタブレットで悩みの相談を早急についての答弁とさせていただきます。

きます。

続きまして、2問目の学校に通えないこどもたちの居場所づくりについてお答えさせていただきます。

町内の小・中学校において、年間30日以上欠席している、いわゆる不登校の児童生徒数は増加し、憂慮すべき状況であると考えております。

現在、学校では担任による家庭訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談、さらに学校教育支援員の配置など、本人及び保護者への支援を行っているところです。

また、保健福祉課と連携し、関係者でケース会議を行い、支援策を検討し、医療機関や福祉相談機関につなぐなど、個々の児童生徒の実態や家庭の状況に合わせた支援も行っております。

学校に通えない児童生徒の多くは家で過ごすことが多く、まずは家から出ることが大事であると考えています。現在、保護者や退職教員が中央公民館において不登校の児童生徒のためのサークル活動に取り組んでくれております。それまで家から出なかった児童生徒がこの活動に参加できるようになり、魚釣りなど、その活動の幅も広がってきていると聞いております。

また、本年10月に開催された子どもまつりや児童館イベントにもボランティアとして参加することができた生徒もいました。

一方で、家の中でゲームに熱中して昼夜が逆転し、なかなか外に出られない児童生徒もいます。

不登校のこどもの特性や状況はそれぞれ異なることから、関係者が個々に応じた支援をすることに加え、自己肯定感や達成感を味わう中で、人間との関係の構築や社会への関心を広げていくための多様な活動の場、安心できる居場所が必要であると考えております。そのため、現在取り組まれている活動をさらに充実させるための支援体制について検討していきたいと考えております。

今後とも、不登校の児童生徒の孤立化を防ぎ、将来の自立に向けて支援を充実してまいります。

以上、学校に通えないこどもたちの居場所づくりについての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 小・中学生のタブレットで悩み相談のシステムを早急にということで、今次長がおっしゃられたタブレットのシステムを実行してくれるっていうことですかね。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） さきの議会でも議員から提案がありまして、先進市の状況も確認しました。長野県の佐久市であったり東京の世田谷区であったり、それぞれよく似たこどものためのＳＯＳ相談というのを運営されているようでございます。私ども、なかなか同じものを運営するかどうかというのは現在のところまだ結論には至っておりませんが、同じような形での相談の受入れ体制ができないかということで、現在検討はさせていただいているところでございます。

○議長（美野勝男） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 私もですけども、先日、長野県の佐久市っていうところへ、今年6月からタブレットでやり始めた市なんですけども、やっぱりデータの的に今まで6月から11月末までに小学生の悩み相談が26件、それで中学生が17件あったと聞いております。それでやっぱり小学生の子たちは、やっぱり高学年が多いみたいで、低学年は、1、2、3年生に関してはあんまりないみたいなんです。次長おっしゃられたみたいに、本当に現在のシステムでも学校の先生、職員さんらが頑張って対応してくれておられるのが分かりますが、やはりこれからは対応のスピード感が最も必要ではないかと思われま。現在の二つの中学校と三つの小学校で約400人ぐらいおられます。ぜひともこのシステムをできるように、私自身も頑張りますので今後ともまたよろしくお願ひします。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先進市のいろんな課題であるとか、現状のほうもこちらのほうとしても情報は把握しているつもりでございます。ですが小学校1年生から中学校3年生までという結構幅を持たせるシステムの利用になりますので、小学校低学年であればできるだけ分かりやすいような表現の、読みやすいような文字の使い方であったりとか、細かなところまで工夫が必要にはなってくるかと思ひます。ですが、できるだけ

先進市の事例を参考に、紀美野町のできるものっていうのを構築できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 学校に通えないこどもたちの居場所づくりについて再質問ですけれども、たのしみ隊は、現在、月曜日の午前中と木曜日の午前中、中央公民館で運動したり遊んだりしております。私も少しの時間ではありますが時々参加させていただいております。今まで外に出られなかったこどもたちも少しずつ元気になっていく、その姿を見ているとすばらしい組織だと実感しております。たのしみ隊に参加しているある男の子は、平日に学校に行っていないのは僕だけじゃなかったんやと安心して、このたのしみ隊のおかげで外に出られるようになったとうれしい声を聞かせてくれました。

コロナ禍以降、学校に行けない、行きたくないこどもたちが多い中、町や国の支援がこれから先必要ではないのでしょうか。このことについて町の意見をお尋ねいたします。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 徳田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

このような形で議会のほうで取り上げていただきまして皆様方にお知らせする機会が取れたということは非常にありがたく思っております。教育委員会としても、今活動されている方の今後の充実の支援について、現在検討はしているところでございますので、今後具体的な検討策というのをもうちょっと洗い出しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） それからですけれども、たのしみ隊の親御さんも元気になってきたとお聞きしております。同じ悩みを抱える方たちが会えることで、今まで誰にも話せなかったことも話せるし、聞いてくれるしという意見が多かったです。たのしみ隊では、親同士が何でも話し合える場所として、クローバーの会を立ち上げておられます。このクローバーの会を御存じでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） こどもたちだけでなく親も元気になっているということで本当にうれしいことだと思います。お母さん方で立ち上げてる会も、あるいは保健福祉

課もそういった形でいろんなことをしていただいています。そういったいろんな活動が多様な人に支えられて動き出しております。私たちもできるだけそういった方々を支えていきたいというふうに思っていますので、できることはどんなことかということは今検討しているところでございます。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） クローバーの会ですけれども、毎月 1 回、日曜日の午前中に中央公民館で開催されています。また、たのしみ隊日曜日編として、お父さんも含めて集まって遊べるよう、毎月 1 回中央公民館で行っております。今月は 24 日、日曜日、クローバーの会と日曜編を両方するそうです。このチラシも毎月たのしみ隊のこどもたちが作っているそうです。中央公民館であるのでまた見てあげてください。

最後に、このたのしみ隊では、学校に何が何でも戻そうとしない支援を求めている親御さんもおられます。本当にこれからもこの議場におられる皆様、たのしみ隊と学校に行きたくないこどもたちをどうかこれからも温かい目で見守ってあげてください。

私からは以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 6 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。

（午後 4 時 24 分）